



2010-2011年度

クラブアセンブリー Club Assembly

職業分類表

会長 南 徹

幹事 大山 康成

鹿児島西ロータリー・クラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507
ホームページ www.kagoshima-w-rc.jp



ロータリーの綱領

Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロータリーの綱領

R I 会長の横顔	1
R I 第 2730 地区ガバナーの横顔	7
会長挨拶	18
幹事挨拶	19
理事役員及び委員会構成	21
年間行事予定表	23
クラブ概況報告	25
委員会報告	33
鹿児島西ロータリー・クラブ定款	43
細則	57
慶弔規定	74
奨学金制度要綱	75
職業分類表	76
会員名簿	86

RI会長



2010-2011年度 国際ロータリー会長

レイ・クリンギンスミス 氏(Ray Klinginsmith)

PROFILE

米国ミズーリ州カーカスピル
1975-76年度地区ガバナー
1985-87年度国際ロータリー理事
2002-2006年度ロータリー財団管理委員
2005-2006年度ロータリー財団副管理委員長
2009-2010年度国際ロータリー会長エレクト

レイ・クリンギンスミス氏は米国ミズーリ州カーカスピルの弁護士で、主に、商法、会社法、不動産法、遺産計画法を専門としています。22年間勤務したカーカスピルのトルーマン州立大学(旧ノースイースト・ミズーリ大学)では、総合弁護士および経営学の教授としての職を最後に1995年8月に退職しました。大学が一般教養と科学を軸とする教育機関へ移行した5年間に、管理学部長を務めた経験もあります。大学の職務を退職後は、2001年から2004年までの4年間、アデア郡政委員となりました。

1971年からメーコン・アトランタ州立銀行の理事、1989年にミズーリ州議会が設立したミズーリ・ファミリー・トラストの初代管理委員を務めました。シャリトン・バー障害者協会では1982年の設立当初から会長に就任し、1988年にミズーリ州知的障害者のための計画審議会から保護者・介護者賞を授与されました。

ボイスカウト米国連盟グレートリバー支部の理事を務めた経験もあり、成人ボランティアとしてシルバー・ビーバー賞を受賞しています。カーカスピルの統一メソジスト教会に所属しており、教会でもリーダー的役割を任せられてきました。

1961年にロータリアンとなって以来、地区ガバナーを経て、1998年規定審議会(インド、ニューデリーで開催)ならびに2008年ロサンゼルス国際大会委員会の委員長として、RIに奉仕してきました。1985-87年度にRI理事となり1986-87年度には理事会執行委員会の委員長を務めました。2002年にはロータリー財団管理委員、2005-06年度には副委員長、また2005年から2008年まで未来の夢委員を務めました。また、大口寄付者でもあり、財団の功労表彰状と特別功労賞を受賞しています。

配偶者のジュリー夫人は、メーコンとカーカスピルの小学校で教鞭をとっていました。また、カーカスピル地域の職業センターで子供の発育を支援するプログラムのコンサルタントも務めていました。クリンギンスミス夫妻にはレイさんとカートさんの2人の子供と、モルガンさん、グラントさん、シドニーさんの3人の孫がいます。

2010-2011年度
RIテーマ

地域を育み、大陸をつなぐ



RI会長からのメッセージ

「カリフォルニア、ヒア・アイ・カム」という歌をご存知の方も多いのではないでしょうか。昨年からこの集いを夢に描き、思いを馳せてきた私たちの心を歌ったような懐かしのメロディーです。時が来て、今はすでに「カリフォルニア、ヒア・アイ・カム」ではなく、「カリフォルニア、ウイー・アー・ヒア」すなわち、「私たちはカリフォルニアにいる」に変わりました。新たなロータリーの指導者チームが、満を持してやって來たのです。

ロータリー・ボランティアの才能が結集されたネットワークには、目を見張るものがあります。私が壇上に上がる際に流れた音楽は、ロサンゼルスのロータリ一年次大会を推進する目的で、トルーマン州立大学の学生16名により、カーカスビルという小さな町でレコーディングされたものです。この曲のアレンジとバンドの指揮は、わがロータリー・クラブ会員であるランディー・スミス氏が担当しました。あの音楽は、彼らの才能と超我の奉仕の精神の結晶です。

そして、今お聴きいただいている懐かしの曲はメアリー・サリーさんの演奏によるもので、この1週間、彼女はご自身の時間と才能を捧げてくださいます。音楽には人間の精気を奮い立たせる力がありますので、この協議会を通じて随所でメアリーさんの音楽の才能の恩恵にあずかることができるでしょう。米国オクラホマ州出身のロータリアンであるメアリーさんは、ロータリー奨学生としてワインで音楽を学んだ経験の持ち主です。ロータリー財団の申し子、メアリー・サリーさんに拍手をお願いします。

お話ししたいことが山ほどありますので、まずは、地区ガバナーが特に高い関心を寄せている来年度のテーマ・ブレザーから始めましょう。はじめてテーマ・ブレザーを採用したのはポール・ハリスだとお思いの方もいらっしゃるかもしれません、実は、この伝統が始まったのは25年前です。

テーマ・ブレザーが導入されたのは、カルロス・カンセコ氏がRI会長を務めた1984-85年度のことでした。その発起人となったのが、当時、私の地区のガバナーを務めていたジム・フィッシャー氏で、これを伝統として受け継いでいくことにも力を注いだ人物です。弟とともにスポーツ用品店を経営していたジムさんは、「ロータリーの国際大会で仲間がすぐに見分けられるように、鮮やかな色のブレザーが欲しい」と同期のガバナーが話しているのを聞き、その年のガバナー・チームのために鮮やかな黄色のブレザーを大量に注文したのです。この黄色いジャケットは、「スズメバチ」の異名をとり、すぐさまロータリアンの間

で話題となり、カンザスシティで開かれた1985年の国際大会では注目の的となりました。

このブレザーが大人気を博したことを受け、M.A.T. カパラス1986-87年度RI会長が、1986年ナッシュビルで開催された国際協議会で販売するため、「ハーバード・クリムゾン」の名にふさわしい深紅のブレザーを作ってくれと、ジムさんに注文しました。ブレザーの人気は大変なもので、ジムさんは以来長年にわたり、会長が変わるたびに新しい色のブレザーを提供することになりました。その後のことは私がお話しするまでもありませんが、ここで、テーマ・ブレザーをロータリーの伝統へと昇華させた二人のヒーローに敬意を表したいと思います。セントルイス出身のジム・フィッシャー・パスト地区ガバナー、そして、フィリピン出身のM.A.T. カパラス元RI会長のお二方です。

来年度のブレザーの色については、皆さんご存知のとおり、バーミンガム大会中、ガバナー・ノミニー会議で赤紫と既に発表いたしました。今回、私たちのブレザーは、事前購入できるようにしたことによって、価格を半分に抑えることができました。価格の面だけではなく、それよりもっと重要な教訓も得ることができました。

従来どおりのやり方を見直すことで、より良い方法が見つかったのです。これを機に、クラブや地区で既に時代遅れになってしまっているやり方など、ロータリーに存在するほかの慣習も見直してみたいものです。肝心なのは、伝統的な慣習のすべてを見直し、明らかにもっと良い別の方法があれば、新しい伝統を始めるべきだということです。

さあ、それでは、次期地区ガバナーの2番目の関心事項であるRIのテーマに焦点を移したいと思います。適切なテーマを選ぶにあたって、私はじっくりと考えを巡らせました。その過程で歴代 RI 会長のテーマをすべて参照し、種類別に分けてみることにしたのです。最新版の「公式名簿(Official Directory)」に載っている最初のテーマは、1949-50年度のもので、初期のほかのテーマ同様、目標を連ねた非常に長いテーマとなっています。私たちが今日テーマと呼んでいる形のものは、3つのキーワードから成る短いテーマで、1950年代に始まりました。「ロータリーは活動する希望」、「我等の資源を開拓しよう」、「将来を造るに助力しましょう」が、この例です。

もう少し新しいテーマになりますと「真心の行動、慈愛の奉仕、平和に挺身」や「ロータリーの心をあなたの住むところ 私たちの世界 そこに住むすべての人々に」、「行動行動に努めよ 理解に途を求めるよ 指導力を高めよ」など、長いものも出てきます。また、「参加し敢行しよう!」、「手をさし伸べよう…」、「ロータリーは分かちあいの心」といった短いものもあります。

動詞から始まり、行動を促すテーマとしては、「友達になろう」、「手を貸そう」、「率先しよう」などがあります。ほかには、要点を強調するテーマもあります。「あなたが鍵です」、「人類が私たちの仕事」、「まことの幸福は人助けから」がその例です。テーマの中に「ロータリー」という言葉が含まれているものが、16ありました。「ロータリーに生きよう」、「ロー

タリーを楽しもう！」、「ロータリーは分かちあいの心」、「ロータリーを祝おう」、「ロータリーは希望をもたらす」などです。

奉仕という言葉が含まれているテーマは、「超我の奉仕」、「奉仕の灯で道を照らそう」、「ロータリアン一奉仕に結束一平和に献身」の3つです。英語の「bridge」という言葉が含まれているテーマは、「隔りを取り除こう」、「生気を与える 身につけよ 友愛の橋をかけよ」、「人類はひとつ 世界中に友情の橋をかけよう」の3つです。

こうしてロータリーのテーマを見ていく過程で、もう1つの重要な面が見えてきました。それは、ほとんどのテーマがロータリアンだけに呼びかけるもので、ロータリアン以外の人々を対象としていない点です。この両者に呼びかけるテーマを考えるとき、脳裏に浮かんだのが、ロータリーのスーパー営業マンであるフランク・デブリン氏の勧告でした。エレベーターに乗り込んだ瞬間から降りるまでの短い間に、ロータリアンではない人々にロータリーのことを売り込む簡潔なメッセージを、私たちの誰もが用意しておくべきだと、デブリン氏は言っています。そこで私は、「ロータリアン以外の人々にロータリーの目的を説明すること」と「ロータリアンに自分たちの活動の意義を再認識してもらうこと」、この2つの目標を満たす簡潔なテーマを探す決心をいたしました。

そして適切な言葉を探す上で、四大奉仕部門を再検討していたところ、クラブ奉仕と職業奉仕はどちらも人生を謳歌し、善き市民となるよう私たちを導いてくれるものであると気づいたのです。また、社会奉仕と職業奉仕を合わせるなら、地元の地域社会をより住みやすく、働きやすい場所にすることができるでしょう。一方、国際奉仕は、国や大陸を異にする海外のクラブと協力し、世界理解、親善、平和を広め、世界をより良い場所にするための機会を、私たちに与えてくれます。そこで、海外と地元地域の両方で活躍するロータリアンのユニークな存在をどのように表現すればよいのかと、考えあぐねました。

次に、ジェームズ・コリンズの名著「ビジョナリー・カンパニー2」に書かれている非営利団体への助言について考えてみました。コリンズの助言は、将来の針路を見極めるために次の3点を考えよというものです。1) 会員が情熱を抱いているものは何か。2) あなたの団体が世界一と誇れるものは何か。3) 団体のリソースをつき動かすものは何か。

これら3つの問いは、ロータリー財団の未来の夢計画を立てる際の指針となりました。私も、ロータリアンの情熱、独創性、寛大さを的確にとらえた言葉を探る上で、この3つの問い合わせ振り返ることになったのです。ここで少し立ち止まってみましょう。ロータリーを的確に表す3つないし4つの言葉を、皆さんも考えてみてください。ロータリーの外にいる人々にも私たちの目的が分かり、ロータリアンにとっても会員であることを誇りに思えるような言葉です。

適切な言葉を探す過程で、ロータリーが、ロータリー・クラブの連合体であると同時に、奉仕の精神から成り立っていることを忘れてはなりません。私たちは、「奉仕」「親睦」「多様性」「高潔性」「リーダーシップ」というロータリーの中核となる価値観を分かち合う必要

があるので。さあ、ロータリーの真髓に迫る魔法の言葉は何でしょうか。

昨年、この場でジョン・ケニー会長が思慮に富んだテーマを発表されてからというもの、私は数多くの言葉や語句を検討してきました。その結果、ロータリーの現在の使命を表し、私たちが得意とすることに焦点を当て、最終的に次のテーマを選びました。「地域を育み、大陸をつなぐ」

この簡潔な語句が、ロータリアンとしての私たちの存在と私たちの活動を的確に言い表すものであると賛同していただけることを願っておりまます。ロータリーは世界でも比類のない優れた組織です。私たちは、地域社会の精神とリソースを築いています。このことを、わが地区の昨年度のガバナー、エリザベス・ウソヴィッチ氏が、次のように見事に語ってくれました。「クラブに前向きな意欲がみなぎると、地元地域をも元気にすることができます。そして私たちの存在と奉仕によって地域社会が活性化されると、新しい会員がもたらされる。こうして素晴らしい相乗効果が生じるのだ」と。

ロータリーの奉仕の精神を実現できれば、私たちはクラブと地域社会の両方を動かすことができるというウソヴィッチガバナーの言葉は、真実です。私たちロータリアンの間で、地域社会づくりにおいてロータリーが世界で最も秀でているという考えは浸透していますが、ロータリーの外では必ずしも認められている考えとは言えません。しかし、大陸をつなぐことに関して言えば、親善によって世界中の人々を結びつけ、世界をもっと住みやすく働きやすい場所にするために協力と支援を結集させることにかけては、ロータリーが世界一であることを疑う人は少ないでしょう。エド・カドマン元会長の言葉どおり、「ロータリーは、画一化ではなく、結束にある」のです。この目的に向けた結束こそが、私たちを世界最良の組織に成し得る要素です。ロータリアンである私たちは、誠に恵まれています。

ロータリー・クラブと地区の功績、そしてロータリーの華々しい成功を祝う今、忘れてならないのは、ロータリーを世界の桧舞台に送り出すために惜しみない努力を払ってきた無数のロータリアンの遺産の上に、今の私たちがあるという事実です。私たちにはロータリアン諸先輩という模範があります。国際協議会では、元会長や元役員に出会う機会があります。皆さん、私がロータリーの例会に出席してきたこの50年間、率先して活動してこられた方ばかりです。

そうです、ロータリー奨学生となったときからさかのぼって、ロータリー歴50年と言えることを、私は誇りに感じています。故郷ミズーリ州の小さな町、ユニオンビルのクラブの賢明にして寛大な計らいによって、奨学金申請の推薦を受けてから南アフリカへの留学に向けて出国する日まで、私は無料ですべての例会に出席させていただくことができました。私が生まれ故郷初の留学生となれたのは、ひとえにロータリーのおかげです。

これまで5万人近くの奨学生が私と同じ機会を享受し、およそ6万人のGSEチームメンバーが別の国、あるいは別の大陸で学ぶ機会を得てきました。それだけではありません。

10万人以上のロータリー青少年交換学生が、母国を離れ、海外のホストファミリーのもとで暮らしてきました。また、ポリオという身体の自由を奪う病の感染者数の減少にロータリーが大きく貢献してきた事実についても考えてみましょう。昨年の感染者は2千人以下で、1979年の50万人という数字と比べると、世界的に99.9パーセント減少しています。今、私たちは世界史上最も悲惨な病気の一つに数えられるポリオを撲滅しようとしているのです。さらに、クラブとその会員は、毎年、ロータリー財団へ行う寄付の推定10倍の資金を地元地域のプロジェクトに費やしていることも、忘れてはなりません。社会奉仕プロジェクトの年間支出は、何十億ドルという金額になるはずです。

こうした驚異的な数字を思えば、今現在、ロータリアンであることの素晴らしいを誰もが実感することでしょう。実際、世界を本当によりよい場所にするために時間と才能を捧げるのに、ロータリーほどふさわしい組織がほかにあるでしょうか。ともにロータリーに対する誇りを確かめ合う一方で、皆さんの責務が大きく変わることにも目を向けてください。皆さんは、間もなくロータリーの新ガバナーとなられます。わずか5カ月後には、最も優れた組織としてのロータリーの地位を保ち続けるだけでなく、さらなる高みへと引き上げていく責務を、私たちは共有することになります。成功は、皆さん一人ひとりがどれだけの時間と才能を捧げ、地区内のクラブのために、友として、相談相手として、また応援団長として力になる覚悟があるかに、大きくかかってきます。船団は最もスピードの遅い船に合わせて進みますが、ロータリーにも同じことが当てはまります。ですから、ここにいらっしゃる地区ガバナー・エレクト全員が全力で進んでいく必要があるのです。百年前の1910年8月に初のロータリー・クラブ大会を開催した国際ロータリーが奉仕の新世紀に乗り出す中、遅れを取り、ロータリーという船団の速度を落とさせるようなことがないようにしなければなりません。

リーダーの素質を備えた皆さんに、リーダーとなる意志があるならば、必ずやロータリーにさらなる栄華がもたらされることでしょう。時間と労力という代償を払う覚悟が私たちにあるなら、きっとできます。120万というロータリーの会員数は、世界人口が60億人であることを考えれば、小さな数字かもしれません。しかし、著名な文化人類学者、マーガレット・ミードの貴重な助言を思い起こしてください。「思慮と熱意のある少人数の人々に世界を変えることなどできないとみくびってはいけない。実際には、それが世界を変える唯一の方法なのだから」

そうです、私たちは世界を良い方向へと変えてきたのです。そして、今後も変え続けていくのです。現在のような不況下にあっても、さらに良い変化をもたらすことができるでしょうか。「イエス・ウィー・キャン」、私たちにはできます。そうです、私たちはともにやり遂げます。やり方はシンプルです。来る年度を成功へと導くために必要なのは、ロータリアンが熱意を抱き、世界一得意としていること、すなわち「地域を育み、大陸をつなぐ」ことに専念するよう、力の限り、クラブと地区を励ましていくこと、それだけなのです。



2010-2011年度第2730地区ガバナー

伊 藤 学 而 (いとう がくじ)

生年月日 1938年5月9日
(所属クラブ：鹿児島ロータリークラブ)

略歴・職歴等

主な学歴	昭和38年 東京医科歯科大学歯学部卒業
	昭和42年 東京医科歯科大学大学院修了(歯学博士)
主な職歴	昭和53年 鹿児島大学歯学部教授
	平成12年 鹿児島大学歯学部附属病院長
対外活動	平成16年 鹿児島大学定年退官、名誉教授
	平成 7年 日本矯正歯科学会会长
	平成 7年 日本歯科医学会理事
	平成14年 厚生労働省歯科医師国家試験委員長
	平成15年 日本学術会議第19期会員
	平成16年 青空塾主宰

ロータリー歴 (鹿児島ロータリークラブ)

入会日	平成13年(2001年)3月2日(職業分類 歯学)
役員歴	クラブ 2005-2006年度 社会奉仕委員長 2006-2007年度 副会長、クラブ奉仕委員長 2007-2008年度 会長 2008-2009年度 姉妹クラブ委員長
地区	2006-2007年度 C L P委員 2007-2008年度 C L P委員 2008-2009年度 ガバナー・ノミニー
国際大会出席	ロスアンジェルス(2008. 6)
参考	米山功労者、ポール・ハリス・フェロー

ガバナー挨拶

国際ロータリー第2730地区
2010-2011年度
ガバナー 伊藤 学而

今日、私たちが住む地域も国も、世界的な経済不況の影響を受けて活気を失い、政治的にも行き詰まって先行きの見通しが立てにくい状況になっております。そして多くの人々がリストラや就職難にさらされて、将来に対して明るい展望を持つことができずにおります。しかしながら、ロータリーの105年の歴史を振り返ると、幾度もの不況や戦争を乗り越えて発展してきたことが分かります。社会的、経済的につらいことがあっても、互いに励まし合い、助け合って、苦境を乗り越えてきた経験が、ロータリーにはいくつも蓄積されているのです。

ロータリーの綱領には、その目的として、1) 奉仕の機会として知り合いを広めること；2) 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；3) ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；4) 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること；の4項目を掲げております。

この「奉仕」という言葉は、英語の「Service」の訳語です。そして「Service」には、仕える、応対する、役に立つ、役目を果たす、必要な物を供給する、という意味があります。俗に言う、手を貸す、手助けをする、でしょうか。従ってロータリーの基本は、信頼できる仲間を増やし、高い道徳的水準を保って、人や社会に役立つことを常に念頭に置き、国際的にも仲間を増やして世界平和に貢献しようということに尽きるのです。

そこで地区の目標として、“クラブを活性化し、地域と時代の要請に応えよう”を掲げることにしました。

2010-2011年度 地区目標

“クラブを活性化し、地域と時代の要請に応えよう”

国際ロータリー第2730地区
2010-2011年度
ガバナー 伊藤 学而

私たちが住む地域も国も、世界的な経済不況の影響を受けて活気を失い、政治的にも行き詰まって先行きの見通しが立てにくい状況になっています。そして多くの人々がリストラや就職難にさらされて、将来に対して明るい展望を持つことができずにはあります。このことが、ロータリーの活動にも大きな影を落しています。

ロータリーの基本は、その綱領に記されているように、信頼できる仲間を増やし、高い道徳的水準を保って、人や社会に役立つことを常に念頭に置き、国際的にも仲間を増やして世界平和に貢献しようということに尽きます。

ロータリーを構成する基本単位はクラブです。

そこで次期の地区の目標として、“クラブを活性化し、地域と時代の要請に応えよう”を掲げることにしました。そのための取り組みとして、以下の項目を掲げます。

1) 地区長期計画(10のプラン)の継承

各クラブ、各分区では、10のプランのうち少なくとも一つか二つは取り組むことを奨励します。

地区長期計画(10のプラン)と具体的目標

10のプラン	2009-10年度		2013-14年度
1 クラブ拡大	64クラブ	→	69クラブ
2 小規模クラブの解消	20人以下8クラブ	→	20人以下0クラブ
3 1/1,000人のロータリアン	2488人	→	2800人
4 例会重視：出席率	85%	→	95%
5 研修の充実	大方のクラブ	→	全クラブ
6 女性会員	4%	→	15%
7 インターアクト・クラブ ローターアクト・クラブ	全国4位 全国2位	→	全国1位 全国1位
8 WCS	?	→	分区で1件
9 ロータリー財団 米山記念奨学会	全国下位	→	全国平均
10 RI会長賞参加	少數のクラブ	→	半分以上のクラブ

2) 各クラブで、会則の見直しを奨励します。

今年の4月末、RI本部で規定審議会が開催されました。それを受け推奨クラブ細則に一部改定が行われると、各クラブの細則にも改定が必要になります。

3) 各クラブで、委員会活動の充実と活性化に取り組むことを奨励します。

クラブ活動の基本は、その委員会活動にあります。委員会活動が充実し、活性化すれば、そしてそれがクラブ週報の紙面に反映されれば、クラブは活気を取り戻すでしょう。

4) まだ、クラブ事務室にインターネットが接続されていないクラブや、ホームページを立ち上げていないクラブでは、前向きに検討を始めることを推奨します。

5) 各クラブあるいは分区で、「地域を育む」企画や、「大陸をつなぐ」企画への取り組みを奨励します。またその取り組みを、月信へ投稿することを奨励します。

6) ロータリー財団や米山奨学会が果たしている役割に、関心をもつことを奨励します。

「ロータリー財団の夢計画」にも関心をもって下さい。この計画は、すでに2010-11年度から世界の100地区で試験運用が始まり、2013-14年度からは世界の全地区で本格運用が始まる予定です。

7) 地区で取り組んでいるGSE、青少年交換、奨学生支援の充実と、月信への投稿を奨励します。

2010-2011年度 地区リーダーシップ・プラン(DLP)と地区組織

地区リーダーシップ・プラン(DLP)は、次の事項を提供することにより、地区レベルおよびクラブレベルでロータリーを強化する。

- ・クラブに対する迅速で要を得た支援
- ・地区における十分な研修を受けた指導者により大きな人材源
- ・地区指導者の幅広い充実した分野
- ・財団の各種プログラムと地区レベルにおける国際ロータリーの活動への参加の増進
- ・改革を目指す指導者としてガバナーのための、より取り組み甲斐のある役割

【1】ガバナー補佐

地区レベルにおいて奉仕し、指定を受けたクラブの管理運営に関してガバナーを補佐する責務を委任されたロータリアンを「ガバナー補佐」と称する。

※ガバナー補佐は、国際ロータリーの役員ではない。

1) ガバナー補佐を置く目的

- ① 十分な研修を積んだ地区指導者を増やし、ガバナーの負担を軽減する。
- ② 地区ガバナー候補者の視野を広げる。
- ③ ガバナーがロータリー財団や地区の諸活動に参加しやすくする。
- ④ ガバナー補佐を通じて、地区内各クラブとガバナーは、コミュニケーションを円滑にし、各クラブを効果的に指導することで、地区と各クラブを強化する。

2) 分区

地区を下記の10分区に分け、各々を構成するクラブを配置し、各分区に1名ずつガバナー補佐を置く。

- ① 宮崎県北部分区（7クラブ）
延岡、延岡東、延岡中央、日向、日向東、日向中央、門川
- ② 宮崎県中部分区（9クラブ）
宮崎、宮崎西、宮崎北、宮崎南、宮崎中央、宮崎東、西都、佐土原、高鍋
- ③ 宮崎県西部分区（7クラブ）
えびの、小林、小林中央、都城、都城北、都城西、都城中央
- ④ 宮崎県南部分区（3クラブ）
日南、日南中央、串間
- ⑤ 鹿児島県北部分区（7クラブ）
出水、阿久根、川内、薩摩川内、串木野、宮之城、大口
- ⑥ 鹿児島県西部分区（5クラブ）
伊集院、加世田、枕崎、頴娃、指宿
- ⑦ 鹿児島県中部分区（5クラブ）
霧島、国分、国分中央、加治木、姶良

- ⑧ 鹿児島県東部分区（8 クラブ）
志布志、志布志みなし、串良、鹿屋、鹿屋西、かのや東、高山、南九州大崎
- ⑨ 鹿児島県市内分区（10 クラブ）
鹿児島、鹿児島南、鹿児島西、鹿児島東南、鹿児島中央、鹿児島西南、鹿児島城西、鹿児島東、鹿児島北、鹿児島サザンウインド
- ⑩ 鹿児島県奄美分区（3 クラブ）
奄美、奄美中央、奄美瀬戸内

3) 任務

ガバナー補佐は、指定されたクラブに対し下記の支援を行う責務がある。

- ① 分区内のクラブに国際ロータリーと地区の目標を伝え、これに則した各クラブの活動状況をガバナーに報告し、各クラブの効果的運営について助言し、地区目標の開発・推進を援助する。
- ② ロータリーアンダードの開始前に次期クラブ会長ならびに次期クラブ幹事と会合し、各クラブの次年度の目標について協議の上、効果的なロータリープログラムを計画するための指針およびロータリー章典の第2.010.1項の「機能の喪失」を検討する。
- ③ ロータリーアンダードの各4半期に最低1回、出来れば毎月、定期的に各クラブを訪問し、クラブの業務および有用な奉仕についてクラブ指導者と協議する。
- ④ ガバナーの公式訪問の日程および計画の作成にあたりクラブ指導者と協議する。
- ⑤ ガバナーの公式訪問に関連して行われるクラブ協議会に参加し、指導助言する。
- ⑥ ガバナーには、クラブの進捗状況を逐一報告し、ロータリーの充実、発展を図り問題の取り上げ方を示唆する。
- ⑦ クラブがガバナーの要請・奨励事項を遂行するよう奨励する。
- ⑧ クラブの奉仕プロジェクトに関する活動状況を見守る。
- ⑨ 分区ならびに分区合同のIMをガバナーの代理としてホスト・クラブと協議、計画、実行する。テーマはガバナーの指示に従う。
- ⑩ 分区ならびに分区合同のライラは、地区と分区内のライラ委員長と共に、ホスト・クラブに助言、協力する。
- ⑪ 来訪GSEの受け入れ分区では、ガバナー補佐が分区GSEコーディネーターとしてプログラムを計画、実行する。
- ⑫ 将来の地区指導者を見出し、その育成を図る。

4) 選出方法

ガバナーは、ガバナー補佐を任命しなければならない。（実際は、ガバナー・エレクトが次期ガバナー補佐を任命する）ガバナー補佐は、地区指導者の継続性を図るために任期を3期まで務めることはできるが、それ以上あってはならない。また、元地区ガバナーがガバナー補佐を務めないことが推奨されている。選出は下記の方法で行う。

- ① 新年度の7月初旬、ガバナーはガバナー・エレクトの依頼を受けて、地区内の各分区に次期ガバナー補佐の候補者を推薦するよう要請する。

- ② 各分区は、直ちにガバナー補佐が選考委員会(委員は、分区内クラブ会長・直前ガバナー補佐・直近パスト・ガバナー)を設置し、自らが委員長となり、次期ガバナー補佐の候補者を選出し、地区大会の1ヵ月前までにガバナー・エレクトに推薦する。選出に際しては、クラブ間の輪番制はなるべく避けることが望ましい。
- ③ 期限までに候補者を推薦出来ない分区では、ガバナー補佐が留任して次期もガバナー補佐となる。
- ④ ガバナー補佐が任期中やむを得ない事情で辞任した場合には、直前または元ガバナー補佐が残余の任期を務める。

5) 資格条件

- ① 少なくとも3年に亘り、地区内のクラブにおいて蝦夷なき名誉会員以外の会員であること。
- ② クラブ会長として、全任期を務めていること。
- ③ ガバナー補佐の責務を引き受ける意欲的な気持ちと能力があること。
- ④ 地区レベルにおいて、顕著な活動能力を実証していること。
- ⑤ 地区内における将来の指導者となる見込のこと。

6) 研修

① 自己研修

「手続要覧」「ロータリー章典」「ロータリーの友」「ガバナー月信」「ロータリー・ワールド」その他関係の文書等に目を通し、ロータリーへの理解を深める。

② 集合研修

効果的な研修プログラムとして次の項目を取り上げる。

- ・ガバナー補佐の任務と責務
- ・クラブ管理とガバナー公式訪問
- ・地区の状況、会員増強と拡大、財務、各委員会
- ・効果的なコミュニケーションと意識の昂揚
- ・国際ロータリーとロータリー財団のプログラム
- ・地区目標の開発
- ・効果的な指導
- ・国際ロータリーのテーマと会長賞プログラム

上記プログラムを理解するため、次期ガバナー補佐は下記の会合に出席しなければならない。

イ. 次期ガバナー補佐一泊研修

ロ. 地区チーム研修セミナー

ハ. 会長エレクト研修セミナー (P E T S)

ニ. 地区協議会

ホ. ロータリー財団地区セミナー米山記念奨学会地区セミナー

ヘ. 分区内の会長・幹事会、I M、ライラ、G S E等

*イ. ロ. ハ. を欠席する場合は、ガバナー・エレクトの承認と補修を必要とする。

【2】地区委員会

ガバナーは、国際ロータリーならびに地区の現状を踏まえ、地区の目標を達成するために以下の委員会を置く。

1. 拡大・会員増強委員会
2. クラブ奉仕委員会
3. 地区プログラム委員会
4. 職業奉仕委員会
5. 社会奉仕委員会
6. 国際奉仕・W C S 委員会
7. 新世代委員会
8. ロータリー財団委員会
9. 米山記念奨学会委員会
10. 地区財務委員会
11. 地区大会実行委員会
12. R I 国際大会推進委員会
13. 危機管理委員会
14. 地区研修・長期計画委員会
15. 地区 60 年史委員会
16. 地区諮問委員会

その他の地区委員会は、ガバナーより確認された特定の機能を果たす場合にのみ設置される。これらの基準に適っていない委員会は、設置されるべきではない。各委員会の下に、必要に応じて特定分野を担当する小委員会を設置することが出来る。

1) 地区委員の任命

ガバナーは、直前ガバナーおよびガバナー・エレクトと相談して地区委員を任命する。

2) 地区委員の任命のための最低限の資格は、地区におけるクラブの名誉会員以外の報広なき会員であることが推奨される。

3) 各委員会の委員長には、元地区ガバナー、元ガバナー補佐、あるいは以前に地区委員会委員を経験したことのある会員が推奨されている。委員の選出に当たっては、クラブレベルでそれぞれの委員会で経験があり、積極的に成果を挙げた会員を優先すべきである。

4) 研修を受ける要件

地区委員会委員長・委員は、就任する前の地区チーム研修セミナー、地区協議会に出席する。委員会委員長・委員は、ロータリー章典第23条に記載された地区会合に参加すべきである。

5) 国際ロータリー、ロータリー財団あるいは会長による任命者との関係

地区委員会委員長は、国際ロータリー会長または管理委員会委員長によって任命されたロータリアンと協力し、地区レベル、クラブレベルにおいて、国際ロータリーの個別のプログラムや財団が円滑に運ぶよう計らうべきである。

6) 報告要件

地区委員会は、活動状況について定期的にガバナーへ報告する。

地区委員会は、国際ロータリーまで報告する。

7) 委員会に関する記述

地区委員会の目的・任務を下記に要約する。

1. 拡大・会員増強委員会

拡大：ガバナーの指示の下に地区内に新クラブ結成のための計画を立て実施する。

会員増強：地区内クラブの会員増強を図るための諸施策を検討する。会員の退会を防止するため、ガバナーに協力して適切な方策を策定する。

2. クラブ奉仕委員会

下記の三つの小委員会の調整、指導を行う。

① フェローシップ小委員会

例会が唯一の親睦の場である。例会での会長の時間を使用して、クラブ活性化を図るよう情報提供及び指導を行う。

フェローシップとは何か：本来の意味は仲間であること、利害・行動などを共にすること、要するに心の通い合う仲間ということで、単に仲良くするだけの意味ではない。一部に親睦を懇親会＝飲み会と間違えている会員がいるが、社交場の親睦に終わることなく、ロータリーでなくては味わえない心のふれあいによってお互いが啓発され、その際生じる感動が自然と人のためになるようなことをしたい気持ちにさせるという奉仕の芽生えがなくてはならない。ロータリーの言うフェローシップの精神を徹底すること。

② ロータリー情報小委員会(2010-11年度・改正)

地区内外のあらゆるロータリー情報の収集に努め、クラブ奉仕委員会と情報交換を行い、地区内に伝達してクラブにおける会員研修の充実を促す。

③ 広報・雑誌・IT小委員会

ロータリーを外部に広報し、ロータリーのプログラムに対する理解・評価および支援を助長するよう務める。また、日本政府はIT化を目指し、インターネットが普及しているなか、わが地区内全クラブがIT化を推進し、各クラブに情報がいち早く伝達できるよう務める。その結果、地区及びクラブの経費縮減につながる。

3. 地区プログラム委員会

四つの奉仕委員会(職業、社会、国際・WCS、新世代)の連携を取るため、調整を図ることを目的とする。

4. 職業奉仕委員会

クラブ会員の職業上の倫理基準を高めるための施策につき、助言と情報提供を行う。

5. 社会奉仕委員会

クラブの社会奉仕プログラムについての助言と情報提供を行う。ロータリー地域社会共同体(RCC)とプロバスクラブの創設と発展に助力する。

6. 国際奉仕・W C S 委員会

世界平和と国際理解を推進するため、世界社会奉仕(W C S)、ロータリー友情交換、ロータリー親睦活動(RF)等に関するプログラムを立案し、実施する。

① 青少年交換小委員会

7. 新世代委員会

下記の三つの小委員会の調整、指導を行う。

① ライラ小委員会

② インターアクト小委員会

③ ローターアクト小委員会

8. ロータリー財団委員会

下記の三つの小委員会の調整、指導を行う。

① 補助金・ポリオプラス小委員会

② G S E (研究グループ交換) 小委員会

③ 年次寄付・恒久基金小委員会

④ 学友・奨学金・世界平和フェローシップ小委員会

9. 米山記念奨学会委員会

下記の二つの小委員会の調整、指導を行う。

① 米山記念奨学寄付・選考小委員会

② 米山学友小委員会

10. 地区財務委員会

別に定める地区資金規定による。

11. 地区大会実行委員会

ガバナーの指示の下に、当該地区の地区大会を立案し、実施する。

12. R I 国際大会推進委員会

その年度に開催される国際大会への地区内ロータリアンの参加を推進するため、効果的方策を企画する。

13. 危機管理委員会

別途定める危機管理委員会設置要項による。

14. 地区研修・長期計画委員会

地区的各種研修セミナーの実施計画と地区的長期計画を立てる。

15. 地区 60 年史委員会

地区的歴史を書き留めるため、60年史を発行する。そのための資料その他の準備に取り掛かる。

16. 地区諮問委員会

地区は、元ガバナーからなる諮問委員会を設置するものとする。この諮問委員会は、地区内ロータリー・クラブの会員である元ガバナー全員によって構成される。国際協議会で討議され、発表された事項をガバナー・エレクトが現ガバナーと元ガバナーに報告するため、ガバナーは、少なくとも年に1回、国際協議会後1カ月以内に諮問

委員会を招集するよう求められている。(ロータリー章典19.080.2.)元ガバナーの助言や行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなごとがあつてはならない。(2002年6月理事会会合、決定245号)

【3】ガバナー公式訪問

1. 国際ロータリー細則第15.090項の規定に従い、ガバナーは次の目的のために地区の各ロータリー・クラブへガバナー自身が直接訪問する。公式訪問に当たり、ガバナーは会長、幹事、会長エレクトと懇談し、例会においてアドレスを行う。
 - ・ロータリーの基本理念についての理解を深める。
 - ・重要なロータリーの課題に重点を置く。
 - ・弱体クラブ、あるいは問題を抱えているクラブに特別に注意を払う。
 - ・奉仕活動に参加するようロータリアンの意欲を高める。
 - ・地区のロータリアンに卓越した寄付を個人的に称える。
2. ガバナー公式訪問に関連して行われるクラブ協議会にガバナーが出席しない場合は、ガバナー補佐がガバナー公式訪問の前に、公式訪問に関連して行われるクラブ協議会に出席し、その協議内容をガバナーに報告する。この場合、ガバナーは例会終了後フォーラム(懇談、意見交換と質疑応答)の時間を設ける。

付：当地区におけるDLP採用の経緯

1997-98年度(図師年度)：

DLPの一部採用、分区代理の任務強化、分区代理に対する補助予算計上

1998-99年度(鮫島年度)：

DLP導入検討委員会(6名)設置、地区に相応しい分区代理の研修会・選考のあり方について

1999-00年度(井ノ上年度)：

委員会で細部検討、他地区案も参考に最終案をRIへ申請し承認

2000-01年度(安満年度)：

当地区のDLP発足、分区代理をガバナー補佐と呼称、宮崎県中部分区から日南・串間3クラブを分離して宮崎県南部分区とした。

2001-02年度(大淵年度)：前年度踏襲

2002-03年度(海江田卓年度)：

2002年7月、DLPは任意採用から義務採用となり、RI標準DLPが発表された。従来のDLPを補正し、地区委員会に関する項目を追加してRIに提出し許可された。

2003-04年度(吉松年度)：新DLP施行

2004-05年度(三木年度)：CLP委員会の発足

2005-06年度(菊地年度)：危機管理委員会の検討

2006-07年度(富永年度)：危機管理委員会の設置

2008-09年度(安満年度)：ガバナー補佐選出方法を変更

2009-10年度(秦年度)：

標準DLPの全面採用による地区組織の変更、地区長期計画(10のプラン)の策定、ガバナー補佐選出方法の変更

2010-11年度(伊藤年度)：地区長期計画(10のプラン)の継続、DLPの微修正

会長挨拶

南徹

1963年、鹿児島西ロータリークラブ創立以来、47年の歴史が流れた。

僕は、48代目の会長となる。会長の責務の重さはいつの代も変わらない。

48代目の会長のせいでクラブが総辞職になつたら、その時歴史が動く。

そんな大事にならぬように、大山康成幹事の鋭敏且つ温情ある守護に感謝しつつ、五大奉仕(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕)の各委員長よりの叱咤激励を頂きながら、心して、役務の全うに努めたい。

ロータリーとは何か、「超我の奉仕」とはどんな奉仕を意味するのか。

形而下的な奉仕ではなくて、形而上の奉仕なのか。朱子学の厳格さを超えた陽明学的な奉仕なのか。「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」を本当に実感できるのか。ロータリアンになることの栄誉、意義、喜びとは何か。

我々は、他に施しをできるほどに身も心も豊かであるのか。豊かになれる道はあるのか。「和をもって尊しとす」とか「惻隱の情」を至上の徳と教えられてきた日本人が、個を主張する文化、利他以上に利己を重んじる多くの諸外国の文化と巧みに調和してこれたのはなぜか。ロータリーは理想郷を謳うためのクラブではない。できることを、できる範囲で奉仕する団体である。とにもかくにも、ロータリーの問いに、一言で答えるのは至難の業だ。奉仕が釀し出す混沌とした空間だ。この混沌とした謎のゆらぎの中に14年も身を置く自分自身が一番謎だ。こんなロータリーの謎を少しでも解明して、会員であることの喜びを実感できるクラブ運営を試みたい。決議23-34の第1項が説いているのは、言われるままに、命じられるままに動かされる地域のロータリーであつてはいけない。普遍的な真理は議論の余地はないが、多様性を大切にして、何人も何人を強いることはできない。地域のロータリー独自の文化の徳性個性を育むことを忘れてはいけないと教えているように感じる。

John Kenny RI会長は、「The Future of Rotary is your hands. (ロータリーの未来はあなたの手の中に)」をテーマに任期を終え、Rai Klinginsmith RI会長が「Building Communities--Bridging Continents. (地域を育み、大陸をつなぐ)」をテーマとして掲げられた。地域とは、地球という大陸を支える柱であり、大陸とは、Pax Americana(パークス・アメリカーナ)的、エゴイズムの営利が隠れた奉仕ではない。厳格は、所詮、性に合わないが、でも、いい加減ではなくて、良い加減を模索しながら、ロータリーの真理にも似た理念から外れないように、苦しみではなく、喜びとして、中庸の心地よさを感じれるクラブにしていきたい。

両手を合わせ、尊々我無し、尊々我無し。

幹 事 挨 捶

大 山 康 成

ありがとうございます。鹿児島西クラブ第48代南会長(2010年～2011年度)の幹事をさせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

鹿児島西クラブの細則にもありますように、幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作って保管する。他に、国際ロータリーと地区に提出する報告書を作成し、提出するとあります。会長と力を合わせて、鹿児島西クラブの活動が効果的に機能するように尽力していきたいと考えます。

それには、鹿児島西クラブの“役割と覚悟”をまず勉強します。そして、なにより、会員一人ひとりの心を大切に理解し、会員一人ひとりの顔が見えて、鹿児島西クラブの会員で良かったと思って頂けるようなクラブ運営に心がけます。

そして、常に、“4つのテスト”を念頭において行動したいと考えます。

会員の皆様をはじめ、事務局の皆様方には、鹿児島西クラブの“好意と友情”を持ってご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願ひ申し上げます。

4つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

『学習会』日程表（2010・7～2011・6）

☆委員構成 委員長 川平建次郎 副委員長 有村 仁志
委員 福田 正臣 委員 松下 賢司

☆場 所 ホテル・レクストン鹿児島（電話：099-222-0505） ☆開始時間 午後6時30分

予定日	テーマ	司会・進行係	リーダー
7/ 5(月) 380回	RIテーマ	情報委員会	会長 幹事
8/ 2(月) 381回	会員増強・拡大	情報委員会	会員増強 会員選考・職業分類
9/ 6(月) 382回	新世代	情報委員会	新世代・ローターアクト インターラクト
10/ 4(月) 383回	職業奉仕	情報委員会	職業奉仕
11/ 1(月) 384回	ロータリー財団 米山	情報委員会	ロータリー財団 米山
12/ 6(月) 385回	出席 親睦・ロータリーファミリー	情報委員会	SAA・プログラム・出席 親睦・ロータリーファミリー
1/ 7(金) 386回	ロータリー理解推進	情報委員会	広報・IT
2/ 7(月) 387回	世界理解(国際奉仕)	情報委員会	国際奉仕
3/ 7(月) 388回	社会奉仕	情報委員会	社会奉仕
4/ 4(月) 389回	ロータリー雑誌	情報委員会	会報・雑誌
5/ 2(月) 390回	次年度への課題	情報委員会	副会長 副幹事
6/ 6(月) 391回	一年を振り返って	情報委員会	会長 幹事

☆ 入会3年未満の方は万難を排してぜひご出席ください。

☆ ロータリーを勉強したい方、ロータリーで親睦を深めたい方、挙ってご参加ください。

鹿児島西ロータリー・クラブ役員・理事・委員会構成

2010/7~2011/6

(役員) 会長	南 徹	(理事) 職業奉仕	有馬 戰男
(役員) 直前会長	野添 良隆	(理事) 社会奉仕	深尾 兼好
(役員) 副会長	玉利 賢介	(理事) 國際奉仕	山元 將孝
(役員) 幹事	大山 康成	(理事) 新世代奉仕	染川 周郎
(役員) 会計	徳留 忠敬	(理事) 副幹事	藤安 秀一
(役員) 会場監督	天本 美信		

〔会場監督 天本 美信〕

〔副会場監督〕 廬木 英雄

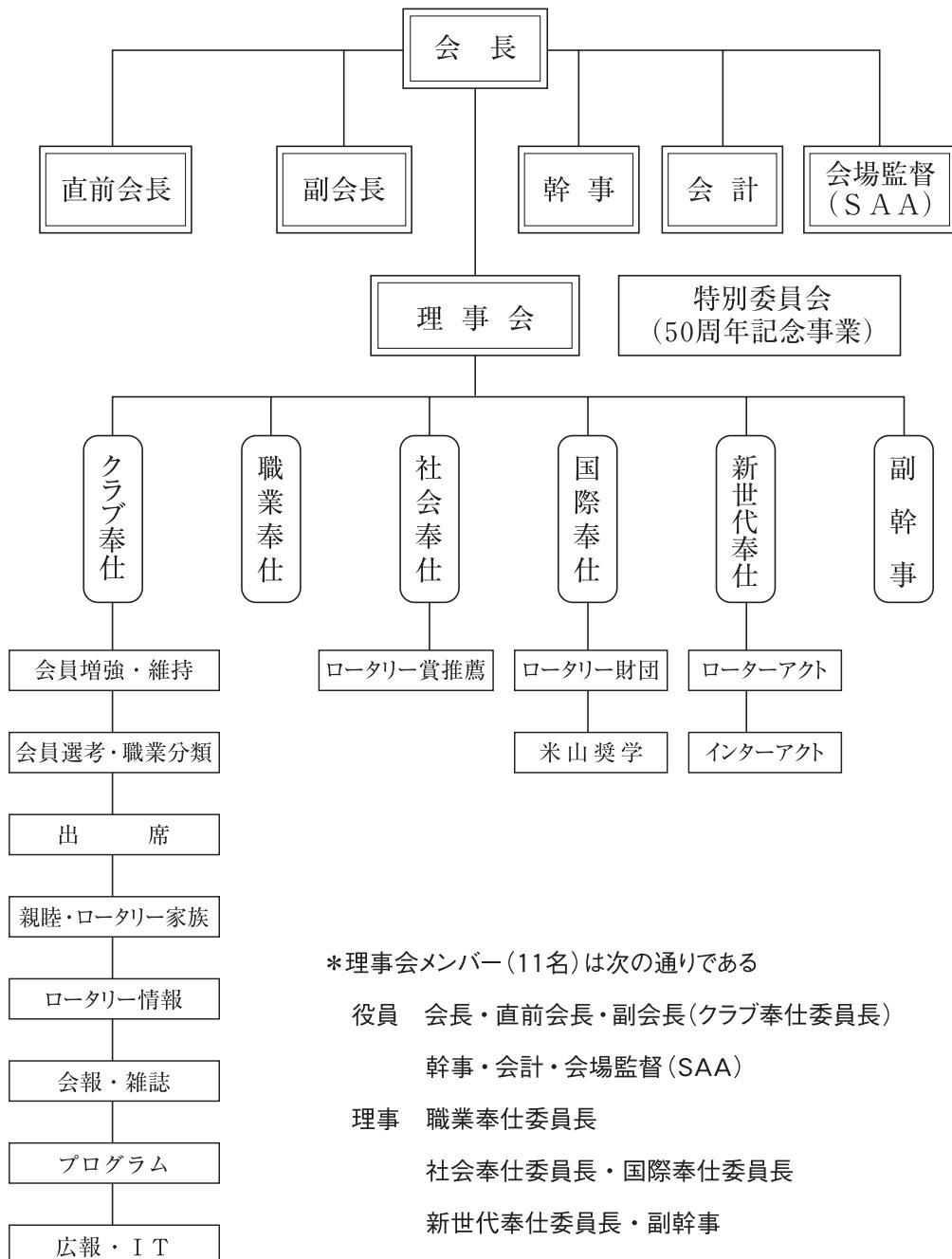
委員会	委員長	副委員長	委員
クラブ奉仕	玉利 賢介		高山義則 迫田英介 川平建次郎 大野達郎 中園雅治 内村二郎 田中藤雄 鮎川吉弘
会員増強・維持	田中 藤雄	村田 和雄	岩男秀彦 森 俊英 岩切 豊
会員選考 職業分類	高山 義則	久保 眞介	小田代憲一 榎田浩典 江夏 洋 日高好久 鉢之原大助
出席席	迫田 英介	鮫島 信一	佐伯壽郎 長柄英男
親睦 ロータリー家族	内村 二郎	海江田嗣人 新福大一郎	岩元 基 濱崎一郎 町田 猛 山之氏秀行 宮原 優 萩田満康 赤塚幸士郎 森山輝也
ロータリー情報	川平建次郎	有村 仁志	福田正臣 中村英幸 松下賢司
会報・雑誌	中園 雅治	坂木 貞剛	田畠 勇 森永茂樹
プログラム	鮎川 吉弘	前田 義博	大福厚範 高橋秀樹
広報・I T	大野 達郎	川畑 宏二	桐明桂一郎 海江田卓 野添良隆
職業奉仕	有馬 戰男	須田 正己	水潤清治 水流 洋 池口惠觀 小正芳史
社会奉仕	深尾 兼好	上村 國博	竹下 威 櫻美義明 玉川哲生
ロータリー賞推薦	玉利 賢介	深尾 兼好	有馬戰男 染川周郎 山元將孝
国際奉仕	山元 將孝	古木 圭介	太原春雄 山元正明
ロータリー財団	山田 晴彬	岩田 泰一	竹下 洋
米山奨学	藤安 秀一		
新世代奉仕	染川 周郎	池田 由實	山下皓三 原 正親 福元紳一
ロータークト	七枝 敏洋	小山 光義	江口清隆 池田勝一郎
インタークト	伊豆 英博	濱田 悅郎	諏訪園隆 今和泉悟

特別委員会	古木 圭介	玉利 賢介	海江田卓 高山義則 玉川哲生 川平建次郎
			大野達郎 山下皓三 原 正親 染川周郎
			深尾兼好 天本美信 藤安秀一 七枝敏洋

国際ロータリー第2730地区 役員(鹿児島西ロータリー・クラブ会員)

地区パスト・ガバナー (地区諮問委員会 委員)	海江田 卓	地区鹿児島市内分区 ガバナー補佐	山下 皓三
地区ガバナー指名委員会 委員	海江田 卓	地区クラブ奉仕委員会 委員	深尾 兼好
地区クラブ奉仕委員会 委員長	海江田 卓	地区広報・雑誌・IT小委員会 委員長	深尾 兼好
地区監査委員	徳留 忠敬	地区広報・雑誌・IT小委員会 委員	天本 美信
国際奉仕・WCS委員会 副委員長	川畑 宏二	地区危機管理委員会 委員	深尾 兼好
		ロータリーの友 地区委員	深尾 兼好
		地区青少年交換小委員会 委員	七枝 敏洋

鹿児島西ロータリー・クラブ 理事会・役員・理事・委員会 構成表



鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(上期) 2010.7.1~2010.12.31

特別月間	月	日	例会	理事会	特別ランチ	学習会・RAC プロバス例会	その他
会員増強及び拡大月間	7月	7	会長活動方針	○		学習会 5日 RAC例会 8、15日 プロバス 8日	地区財団セミナー (7/11) 地区会員増強セミナー (7/25)
		14	クラブ協議会(活動方針)		100万ドル		
		21	クラブ協議会(活動方針)				
		28	クラブ協議会(決算・予算)		米山		
新世代のための月間	8月	4	クラブフォーラム(クラブ奉仕)			学習会 2日 RAC例会 5、19日 プロバス 12日	市内分区 会長・幹事会 (8/5) IA年次大会 (7/31~8/1) (中止)
		11	クラブフォーラム(会員増強・退会防止・選考・分類)	○	100万ドル		
		18	プロバス、アクト、センター、ロータリー合同例会		夜会		
		25	クラブフォーラム(50周年にむけて)		米山		
職業奉仕・米山月間	9月	1	クラブフォーラム(新世代奉仕、RAC、IAC)			学習会 6日 RAC例会 2、16日 プロバス 9日	地区職業奉仕 (9/12) GSEチーム来鹿予定 (09/25~10/23)
		8	クラブフォーラム(国際奉仕・奨学生卓話)	○	100万ドル		
		15	クラブフォーラム(職業奉仕)		友愛		
		22	クラブフォーラム(クラブ奉仕、観月会)		夜会		
ロータリー財団月間	10月	29	休会(法定休日外 理事会決定)				
		6	ガバナー補佐公式訪問			学習会 4日 RAC例会 7、21日 プロバス 14日	市内分区 会長・幹事会(10/7) 地区大会 (8日~10日) 会場:市民文化ホール サンロイヤルホテル
		13	クラブ協議会(地区大会報告)	○	米山		
		20	ガバナー公式訪問(開会時間 11:30~)		100万ドル		
家族月間	11月	27	卓話				
		3	休会(法定休日)			学習会 1日 RAC例会 4、18日 プロバス 11日	RAC年次大会 職業選択フォーラム
		10	卓話	○	100万ドル		
		17	クラブフォーラム(国際奉仕・ロータリー財団)		米山		
家族月間	12月	24	職場訪問				
		1	ロータリー家族の日(城山観光ホテル)		夜会	学習会 6日 RAC例会 2、16日 プロバス 9日	市内分区 会長・幹事会(12/2)
		8	クラブフォーラム(クラブ奉仕)				
		15	卓話		友愛		
		22	クラブ年次総会	○	100万ドル		
		29	休会(法定休日外 理事会決定)				

鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(下期) 2011.1.1~2011.6.30

特別月間	月	日	例　　会	理 事 会	特別 ラン チ	学習会・R A C プロバス例会	そ　の　他
ロータリー理解推進月間	1月	7	新春合同例会(鹿児島市内分区)			学習会 7日	新春合同例会 12:30~ (サンロイヤルホテル)
		12	休会(法定休日外 理事会決定)			RAC例会 6、20日	
		19	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	100万 ドル	プロバス 13日	
		26	クラブ協議会(上期報告・下期計画)		米山		
世界理解月間	2月	2	クラブフォーラム(社会奉仕・新世代奉仕)			学習会 7日	市内分区 会長・幹事会(2/3) RC創立記念日 4世代・新世代 フォーラム (予定 2/6(日)稻盛会館)
		9	卓話(4世代フォーラムに思う)	○	100万 ドル	RAC例会 3、17日	
		16	クラブフォーラム(国際奉仕・米山奨学会)			プロバス 10日	
		23	クラブフォーラム(ロータリー情報)		米山		
識字率向上月間	3月	2	卓話			学習会 7日	PETS 西クラブ創立記念日 (3/23) ライラ 九州新幹線全線開通 (中旬)
		9	クラブフォーラム(出席・プログラム)	○	100万 ドル	RAC例会 3、17日	
		17	3クラブ合同例会(東急イン)		夜会	プロバス 10日	
		23	クラブフォーラム(社会奉仕・ロータリー賞贈呈式)		友愛		
		30	休会(法定休日外 理事会決定)				
ロータリー雑誌月間	4月	6	卓話		100万 ドル	学習会 4日	市内分区 会長・幹事会(4/7) ゆうかり学園訪問
		13	クラブフォーラム(会報・雑誌)	○		RAC例会 7、21日	
		20	クラブフォーラム(クラブ奉仕・寿賀の集い)		夜会	プロバス 14日	
		27	クラブフォーラム(広報・IT)		米山		
ロータリー親睦活動月間	5月	4	休会(法定休日)			学習会 2日	渚の語らい(5/15) 地区協議会
		11	卓話	○	100万 ドル	RAC例会 5、19日	
		18	クラブ協議会(地区協議会報告)		米山	プロバス 12日	
		25	クラブフォーラム(各委員会の引継ぎ)		夜会		
ロータリー親睦活動月間	6月	1	卓話			学習会 6日	市内分区 会長・幹事会(6/2) RI年次大会
		8	クラブフォーラム(会員増強・退会防止・選考・分類)	○	100万 ドル	RAC例会 2、16日	
		15	クラブ協議会(委員会活動報告)			プロバス 9日	
		22	クラブ協議会(委員会活動報告)		友愛		
		29	クラブ協議会(年度末所感)				

クラブ概況報告

(平成22年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年（S38年）3月23日
2. 承認年月日 1963年（S38年）6月27日（九州において第28番目）
3. チャーターナイト 1963年（S38年）11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッティシ・P・ラハリー（インド）
5. 当時のガバナー 進藤誠一（第370地区）
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名
8. アデイショナルクラブ名と創立年月日
 1. 加治木RC 1967年（S42年）6月24日
 2. 加世田RC 1972年（S47年）10月18日
 3. 枕崎RC 1972年（S47年）12月14日
 4. 鹿児島城西RC 1986年（S61年）9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
=1965年（S40年）5月9日締結
会員相互親善訪問、週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC
=1989年（平成元年）4月28日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターラクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年（S39年）10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年（S46年）6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ
名称：鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年（S51年）6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ
名称：鹿児島西プロバスクラブ
1998年（H10年）1月23日発会
13. 区域 鹿児島市、垂水市とする。

14. 事務所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)		
15. 例会日	毎週水曜日12時30分～13時30分		
16. 例会場	山形屋1号館7階社交室		
17. 歴代ガバナー	23ページ 25ページ		
18. 歴代分区代理	櫻美 四郎 (1967) 鮫島志芽太 (1970) 塘 一郎 (1972) 岡元健一郎 (1978) 川上鐵太郎 (1983) 福田 敏之 (1986) (ガバナー補佐) 海江田 卓 (2000) 山下 譲三 (2010)		
19. 歴代会長	23ページ 25ページ		
20. 歴代幹事	24ページ 26ページ		
21. 名譽会員	81ページ		
22. 現在会員	正会員81名		
23. 平均年齢	64.4才 最高 91才 最低 31才 90代 1名 80代 4名 70代 25名 60代 25名 50代 20名 40代 4名 30代 2名		
24. 出席率	本年度目標94%		
25. 入会金	35,000円		
26. 年会費	190,000円		
27. ビジターカード会費	1,900円		
28. 会報	毎週週報を発行		
29. ロータリーアン誌	「ロータリーの友」全員購読		
30. クラブ協議会	10回		
31. クラブフォーラム	19回		
32. 理事会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて隨時		
33. 会長幹事会	市内…6回		

○チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	櫻美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	

計24名

○マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

故 (柴山 一雄) (1回)	池口 恵觀 (3回)	玉川 哲生 (1回)
故 (小園 正人) (1回)	故 (坂元 明雄) (1回)	故 (高井 敏治) (1回)
山下 健 (1回)	高山 義則 (1回)	故 (片平 可也) (1回)
故 (菅 富男) (3回)	山元 正明 (2回)	久保 真介 (1回)
長柄 英男 (3回)	古木 圭介 (1回)	竹下 洋 (1回)
岩元 基 (1回)	水流 洋 (1回)	

以上 17名

○ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	故 (坂元 明雄)	須田 正己
故 (永松 實夫)	故 (菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋
山田 晴彬	海江田 卓	水流 洋	岩切 豊
長柄 英男	徳留 忠敬		

以上 14名

○メモリアル・コントリビューター

故 (菅 富男)	川平 建次郎	坂元 美津子 (坂元明雄夫人)
小園 照子 (小園正人夫人)	高井 清子 (高井敏治夫人)	

以上 5名

○ポール・ハリス・フェロー

故 (塘 一郎)	柿市 高重	故 (藤安 辰造)	故 (牧田 健二)
故 (河井 時義)	故 (川村 洋)	故 (土橋 滋)	故 (川上鐵太郎)
故 (川田 恵一)	故 (徳澤 紀生)	故 (海老原利則)	有馬 志享
林 其為	故 (外西 寿彦)	故 (安田 正治)	池田 廣
故 (福田 敏之)	故 (岩元 紀彦)	村田 和雄	木治屋克己
上原 満	岩男 秀彦	中村 一雄	故 (三角桂次郎)
田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
故 (永松 實夫)	森永 茂樹	前田樹一郎	岩田 泰一
鉢之原大助	竹下 威	福田 一郎	故 (松田 忠臣)
故 (田崎 一郎)	中川 宏	若松喜八郎	玉利 賢介
山下 和磨	江口 清隆	山田 晴彬	故 (板木 泰文)
樋渡 良一	佐伯 壽郎	本田 亭	海江田 卓
三反田藤男	山下 皓三	須田 正己	江夏 洋
故 (柴山 一清)	野添 良隆	有馬 戰男	故 (中嶋 健)
東郷 三郎	加藤 一徳	藤川 穀	故 (和田 武弘)
大浦 教一	田畠 勇	正 建二郎	故 (原田 隼男)
天本 美信	坂木 貞剛	藤安 秀一	岩切 豊
有村 仁志	徳留 忠敬	日高 好久	藤 裕己
福元 紳一	中園 雅治	川畠 宏二	南 徹
池田勝一郎	鮫島 信一	深尾 兼好	小田代憲一

秋月 宗近	庵木 英雄	故 (池田 千明)	桐明桂一郎
橋元 忠也	福島 徹郎	松田 健一	中村 英幸
西川 明寛	小山 幸義	川平建次郎	櫻美 義明
原 正親	濱田 悅郎	諏訪園 隆	小林 勉
床次 恵	濱崎 一郎	山之氏秀行	鮫島 雄司
内村 二郎	笠原 弘之	脇田 稔	小正 芳史
町田 猛	七枝 敏洋	末吉 政宏	

以上 107 名

○ポール・ハリス準フェロー

故 (櫻美 四郎)	故 (岩元 健吉)	故 (岩元 正二)	故 (岡山 栄)
池田 穢	故 (永井 利承)	故 (浜田 馨)	中村 善治
光吉 正昭	久野 洋一	故 (崎元 行範)	故 (内山 光男)

以上 12 名

○米山功労クラブ

(第1回表彰) 1996. 12. 26	(第5回表彰) 2002. 11.
(第2回表彰) 1998. 6.	(第6回表彰) 2006. 6.
(第3回表彰) 2000. 11. 26	(第7回表彰) 2009. 10.
(第4回表彰) 2001. 6.	(第8回表彰) 2010. 3.

○米山功労者

玉川 哲生 (第3回)	高山 義則 (第3回)	故 (片平 可也) (第3回)	
村田 和雄 (第3回)	故 (菅 富男) (第3回)	故 (小園 正人) (第3回)	
山元 正明 (第3回)	染川 周郎 (第3回)	岩田 泰一 (第3回)	
宇治野純章	岩男 秀彦	故 (永松 實夫)	
竹下 威	岩切 豊	故 (坂元 明雄) (第1回)	
徳留 忠敬 (第3回)	長柄 英男	山下 皓三	
濱崎 一郎	原 正親 (第3回)	天本 美信	
玉利 賢介	川平建次郎	有馬 戰男	

以上 24 名

○米山功労法人

(名)明石屋菓子店 (岩田 泰一)	育英社(株) (前田樹一郎)
竹下清藏商店 (竹下 洋)	

○準米山功労者

故 (岩元 紀彦)	須田 正己	海江田 卓	故 (池田 千明)
山田 晴彬	若松喜八郎	水流 洋	鉢之原大助
日高 好久	佐伯 壽郎		

以上 10 名

西ロータリー・クラブの推移

年号	西暦	ガバナー	会長	
S38～S39	1963～64	嘉村平八	初代	櫻美四郎
S39～S40	1964～65	町田秀実	2代	土橋英夫
S40～S41	1965～66	島津久厚	3代	塘一郎
S41～S42	1966～67	吉村常助	4代	米倉秀夫
S42～S43	1967～68	向笠広次	5代	島津忠丸
S43～S44	1968～69	大津篤造	6代	鯫島志茅太
S44～S45	1969～70	日高安壯	7代	佐伯延次郎
S45～S46	1970～71	八田秋	8代	久保田彦穂
S46～S47	1971～72	小田一昭	9代	岩元正二
S47～S48	1972～73	東博仁	10代	牧田健二
S48～S49	1973～74	杉原頼三	11代	川村洋
S49～S50	1974～75	竹野融	12代	新福栄熊
S50～S51	1975～76	後藤基彰	13代	福田敏之
S51～S52	1976～77	塘一郎	14代	岡元健一郎
S52～S53	1977～78	西田武雄	15代	河井時義
S53～S54	1978～79	吉村武文	16代	藤安辰造
S54～S55	1979～80	井上和人	17代	川上鐵太郎
S55～S56	1980～81	福島親比古	18代	浜田馨
S56～S57	1981～82	大久保圭一郎	19代	中村俊雄
S57～S58	1982～83	杉村進	20代	久保政次
S58～S59	1983～84	丸田美德	21代	高井敏治
S59～S60	1984～85	田中千尋	22代	池田廣
S60～S61	1985～86	外山三郎	23代	福田正臣
S61～S62	1986～87	岩澤光男	24代	中村善治
S62～S63	1987～88	池田卓郎	25代	小園正人
S63～S64	1988～89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1～H2	1989～90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2～H3	1990～91	今林重夫	28代	川田恵一
H3～H4	1991～92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4～H5	1992～93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5～H6	1993～94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6～H7	1994～95	佐々木典綱	32代	吉留益
H7～H8	1995～96	竹内三郎	33代	岩元基
H8～H9	1996～97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9～H10	1997～98	岡師鎮雄	35代	高山義則

(歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
初代	川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
2代	高 徳 三 藏	44	49.0	99.11
3代	河 井 時 義	48	51.40	99.09
4代	藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
5代	安 楽 慶一郎	55	53.30	99.79
6代	柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
7代	高 井 敏 治	61	52.80	99.92
8代	久 保 政 次	65	52.60	98.83
9代	田 平 禮 章	73	53.19	99.01
10代	浜 田 馨	79	52.09	98.14
11代	外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
12代	小 山 幸 義	79	53.80	97.91
13代	池 田 廣	85	54.60	97.63
14代	中 村 善 治	86	55.70	95.49
15代	小 園 正 人	90	57.10	96.52
16代	三 角 桂次郎	87	56.45	96.59
17代	川 田 恵 一	88	57.25	96.92
18代	光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
19代	徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
20代	水 渕 清 治	89	57.02	93.96
21代	木 治 屋 克 已	85	57.18	93.75
22代	柿 市 高 重	81	58.27	92.05
23代	山 下 皓 三	86	58.23	93.31
24代	中 尾 洋	85	57.63	95.36
25代	櫻 美 義 明	89	58.10	94.74
26代	岩 元 基	91	58.05	94.06
27代	古 木 圭 介	90	57.97	93.21
28代	内 山 光 男	94	57.72	91.68
29代	上 原 滿	96	57.49	90.33
30代	玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
31代	佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
32代	江 夏 洋	87	57.29	88.94
33代	中 川 宏	87	57.86	90.62
34代	森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
35代	榎 田 浩 典	92	57.37	92.65

西ロータリー・クラブの推移

年号	西暦	ガバナー	会長	
H10～H11	1998～99	鯨島 哲也	36代	海江田 卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上 繁	37代	太原 春雄
H12～H13	2000～2001	安満 良明	38代	山元 正明
H13～H14	2001～2002	大淵 達郎	39代	竹下 威
H14～H15	2002～2003	海江田 卓	40代	水流 洋
H15～H16	2003～2004	吉松 成人	41代	片平 可也
H16～H17	2004～2005	三木 靖	42代	岩田 泰一
H17～H18	2005～2006	菊地 平	43代	山下皓三
H18～H19	2006～2007	富永 国俊	44代	徳留 忠敬
H19～H20	2007～2008	田村 智英	45代	古木 圭介
H20～H21	2008～2009	安満 良明	46代	川平 建次郎
H21～H22	2009～2010	秦 喜八郎	47代	野添 良隆
H22～H23	2010～2011	伊藤 学而	48代	南 徹

(歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
36代	岩田泰一	96名	57.85才	91.91%
37代	村田和雄	97	57.53	91.54
38代	川平建次郎	95	59.02	93.92
39代	須田正己	91	60.02	91.03
40代	岩切 豊	89	60.40	88.00
41代	染川周郎	88	61.50	89.74
42代	江口清隆	80	62.00	85.56
43代	深尾兼好	81	62.40	84.54
44代	長柄英男	91	62.30	79.44
45代	玉利賢介	88	62.90	80.16
46代	天本美信	89	63.40	79.99
47代	原正親	83	63.70	
48代	大山康成	81	64.40	

S・A・A

S A A : 天本 美信

副 S A A : 廣木 英雄

基本方針

西ロータリー・クラブらしさを守り、気品と秩序と友愛のある例会の時間となるよう努める。

本年度の計画

- ・例会の開始・終了の時間を定刻どおり守れるよう進行に気配りをする。
- ・新入会員への心配りを忘れず、また、明るく、温かく、楽しい例会となるよう心がける。

クラブ奉仕委員会

委員長：玉利 賢介 委員：各委員長

基本方針

クラブ奉仕はロータリーの奉仕活動の根源であることを理解し、奉仕委員会に所属する委員会と話し合い、ガバナー方針に従い、楽しい委員会に、したいと思います。

本年度の計画

1. 会員増強で選出された方の選出を、会員選考で面接しロータリーの知識を話・理解してもらい入会を勧めるよう基本に戻り委員長さんにお願いしたい。
2. 出席率が低下傾向の為、出席向上に協力する。
3. 広報においては、情報収集に協力します。

会員増強・維持委員会

委員長：田中 藤雄 副委員長：村田 和雄
委 員：岩男 秀彦，森 俊英，岩切 豊

基本方針

クラブの円滑な運営、活性化のため、バランスのとれた人員構成が不可欠であり、会員数の確保は事業の活性化に必要です。そこで本年は1人でも多くの会員増強に努力します。

本年度の計画

1. 未充填の職業分類にふさわしい会員の増強に努めます。
2. 会員全員の皆様の協力で増強に努めます。
3. 各委員会1名の紹介をお願いします。
4. 入会3年未満の会員の活性化に努めます。

会員選考・職業分類委員会

委員長：高山 義則 副委員長：久保 真介
委 員：榎田 浩典，小田代憲一，日高好久
江夏 洋，鉢之原大助

基本方針

社会の進歩に伴う職業の多様化を考慮し、職業分類上未充填職業を検討し、会員の協力を得て会員構成の充実に努める。

会員により推薦された人を推薦者の意見を基に検討し、適格性を調査の上、結果を速やかに理事会に報告する。

本年度の計画

1. 会員の協力により未充填職業の減少に努める。
2. 会員増強委員会と連絡を密にして、会員構成の充実に努める。

出席委員会

委員長：迫田 英介 副委員長：鮫島 信一
委 員：長柄 英男，佐伯 壽郎

基本方針

例会の出席率向上に努めます。

ロータリーは出席を重視しています。例会場は人生の修業の場であり、異業種との交流で人生を豊かにします。

各委員会と連携協力して出席しやすい楽しいクラブづくりに努めます。

本年度の計画

1. 欠席の多い会員への連絡、呼びかけ。
2. 出席できない場合はメールアップの奨励。
3. ホームクラブ連続出席者の表彰。

親睦・ロータリーファミリー委員会

委員長：内村 二郎 副委員長：海江田嗣人，新福大一郎
委 員：濱崎 一郎，岩元 基，町田 猛，山之氏秀行
蓑田 満康，宮原 優，赤塚幸士郎，森山 輝也

基本方針

会員相互の親睦や家族間の交流が図られるよう、各委員会と連携しながら各種の行事を計画し、実行することによって、互いの好意と友情が更に深まるよう努める。

本年度の計画

1. S A A と協力を図り、有意義で楽しい例会づくりに努め、またニコニコBOXの件数増加を促進する。(受付にてネームプレートのお渡し)。
2. 西ロータリーの各種行事に積極的に参加し、各メンバーと交流を図る。
3. ゴルフコンペを企画し、会員間の親睦を図る。
4. 夜の例会及び交流会を計画し実行する。特にロータリーファミリーの日は、御夫人や家族の参加を呼びかける。
5. 5月の「渚の語らい」への会員及び家族の参加を呼びかける。

ロータリー情報委員会

委員長：川平建次郎 副委員長：有村 仁志

委 員：福田 正臣，中村 英幸，松下 賢司

基本方針

1. 「国際ロータリー」の会員として、「鹿児島西ロータリー・クラブ」の活動は「国際ロータリー」の示す方針に背馳しないようにしなければならない。
2. 一方、「クラブ運営と活動に関する自治権」は「決議23-34」によって保証されている。
3. この委員会は、「理事会」および会長の設置した「クラブ奉仕委員会(常任委員会)」の監督、調整のもとに「会員にロータリー情報を提供し、会員の研修に寄与する委員会」として、「クラブ奉仕委員会の特定分野」を担当する。
4. 「鹿児島西ロータリー・クラブの会員」が「ロータリー情報」に関心を持ち、広い知識と理解を深めながら活動し、活動の成果に感動し、すべてに感謝することが必要である。

ロータリー情報 (Rotary Information)

- 1) ロータリーの綱領、原則および発展と四(五)大奉仕部門に関する会員の理解をはぐくむこと。
 - 2) ロータリアンひとりひとりがロータリーの理想に自ら献身し奉仕することにより責任感と理解を養うこと。
- (2004年版まで「手続要覧」に示されてきたが、2007年版では削除された。)

本年度の計画

1. 会員増強委員会とともに、会員候補者に「ロータリー情報」を提供する。
2. 「クラブ奉仕委員会」および「理事会」とともに、新入会の会員に対して、「新会員のオリエンテーション」を担当する。
3. 各委員会の支援・協力のもとに、会員に対して、「ロータリー情報(ロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報等)」を提供する。
4. 「学習会」を主宰する。
(入会3年未満の会員は、義務として参加されるよう要請されている。)
5. 必要な事項は「クラブ奉仕委員長(理事)」に上申し、「理事会の決済」を要請する。
6. 「クラブ委員会」は「地区委員会」と連携するよう要請されている。

プログラム委員会

委員長：鮎川 吉弘 副委員長：前田 義博
委 員：高橋 秀樹，大福 厚範

基本方針

例会におけるプログラムの意義を十分に認識し、会員相互の理解と親睦が図れるように努める。

会員からのプログラムに対する要望や卓話者の紹介を貰い、全員参加型の例会を目指す。

本年度の計画

1. 新人会員の卓話を優先しつつも適時先輩会員の卓話を織り交ぜバランスよく構成する。
2. 会員の職業以外の分野の話題も積極的にテーマとして取り上げて貰う。
3. ロータリーのテーマや月間活動に配慮しながら、タイムリーな話題・卓話者で構成していく。

会報・雑誌委員会

委員長：中園 雅治 副委員長：坂木 貞剛
委 員：田畠 勇，森永 茂樹

基本方針

1. クラブ週報を発行する。
2. ロータリーに関する雑誌、本を紹介する。

この活動を通して、会員のクラブへの関心を喚起し、ロータリー学習の一助となし、出席率の向上、クラブ活性化に寄与する。

本年度の計画

1. 週報の内容
 - ・前回例会の報告
 - ・他クラブ例会情報
 - ・次回例会のプログラム案内
 - ・ニコニコBOXの紹介他
2. 雑誌ロータリーの友、ロータリー関連本の紹介
 - ・ロータリーの友の中の関心を引く記事の紹介をする
 - ・ロータリーの友への投稿を呼びかける
 - ・ロータリー解説本などの紹介をする

広報・IT委員会

委員長：大野 達郎 副委員長：川畠 宏二

委 員：海江田 卓，野添 良隆，桐明桂一郎

基本方針

西ロータリークラブが、末永く奉仕活動を続けることができるよう、クラブの理念や活動の内容を会員、地域社会の多くの人に伝えられるよう積極的に情報発信して参りたい。

本年度の計画

1. ホームページの充実を図り、情報発信の強化に努めたい。
2. 各委員会との連携を深め、クラブ内の情報を会員同士で共有できるようにしたい。
3. 地元マスコミとの連携を図りたい。

職業奉仕委員会

委員長：有馬 戦男 副委員長：須田 正己

委 員：水渕 清治，池口 恵觀，小正 芳史，水流 洋

基本方針

職業奉仕は、ロータリークラブと会員相互の責務であるというR I 職業奉仕委員会の方針に従ってより高い倫理観、視野の広い道徳観を持ち、職業奉仕の理想を実現普及するよう奨励する。

本年度の計画

1. 毎月の最終例会時に、四つのテストを唱和する。
2. 学習会において「職業奉仕」について理解を深める討論をしたい。
3. 職場訪問を10月に実施する。
4. 職場訪問時に優良社員の表彰をする。

社会奉仕委員会

委員長：深尾 兼好 副委員長：上村 國博
委 員：櫻美 義明，玉川 哲生，竹下 威

基本方針

本年度の地区目標として掲げられた「クラブを活性化し、地域と時代の要請に応えよう」を委員会として実践するため、世代を超えて地域社会とのコミュニケーションを図り、会員の総力を結集した社会奉仕活動の実現を目指す。

本年度の計画

1. 4世代フォーラムの復活。四つの世代を支援するロータリーの組織的な特長を生かしインタークト、ロータークト、ロータリー、プロバスという4世代の組織の連携を図り市民を巻き込んだ討議の場を設定する。
2. 4世代フォーラムを一クラブの活動に留めず、市内10クラブの共催事業として提案する。
3. プロバスクラブ例会に出席し交流を図る。
4. ゆうかり学園の訪問。
5. ロータリー賞の推薦。職業を通して地域社会に奉仕するロータリーの理想に照らし、感謝しながら見過ごしている個人やグループを顕彰する。

新世代奉仕委員会

委員長：染川 周郎 副委員長：池田 由實
委 員：山下 翔三，原 正親，福元 紳一

基本方針

新しい世代を担うべき青少年にとって将来像を描きにくい今日、担当委員会の立場から彼らと共に考え、相互の理解を深め合い、また、新世代関連各委員会と連携を図りながら青少年の健全な育成に努める。

本年度の計画

1. インタークト委員会、ロータークト員会と連携をとりながら、インタークト活動及びロータークト活動を支援していく。
2. 上記1に関連する奉仕活動、研修活動、会議等に積極的に参加して、基本方針の実現に努める。

ローター アクト 委員会

委員長：七枝 敏洋 副委員長：小山 光義

委 員：江口 清隆，池田勝一郎

基 本 方 針

各種のローター アクト活動に参加し、会議・活動がより活性化するようローター アクト会員と研究し、助言、支援する。また、会員増進に協力、支援する。

本年度の計画

1. ローター アクト例会への参加(月2回)
2. ローター アクト会員とロータリー・クラブ会員の親睦会を開催する。
3. 会員増強への協力と支援を行う。
4. ボランティア奉仕作業、バザーへの参加、協力。
5. ローター アクト地区連絡協議会、年次大会への参加。
6. ロバート議事法などによる合意形成手法の研究。

インター アクト 委員会

委員長：伊豆 英博 副委員長：濱田 悅郎

委 員：諫訪園 隆，今和泉 悟

基 本 方 針

鶴丸高校、鹿児島高校の顧問教師との交流に努め、また地区委員会との連携を図り、現状把握をしっかりと行う。その上で、次世代を担うインター アクト生が、地域社会への奉仕、国際理解と親睦の輪が広げられるように支援体制をとっていきたい。

本年度の計画

1. 第46回インター アクト年次大会への参加
2. 職業選択フォーラムの開催（鹿児島高校）
3. 委員会活動の活性化を図る
4. インター アクト提唱高校の校長・顧問教師とインター アクト委員との交流会の開催。

国際奉仕委員会

委員長：山元 將孝 副委員長：古木 圭介
委 員：太原 春雄，山元 正明

基本方針

ロータリー活動を通じて、国際理解と親善を推進する。

本年度の計画

1. 青少年交換プログラムを支援する。
2. GSEプログラムに協力する。
3. 国際奉仕に関して、会員の理解を深め、情報を提供する。

ロータリー財団委員会

委員長：山田 晴彬 副委員長：岩田 泰一
委 員：竹下 洋

基本方針

財団の事業への理解を深めていただき、一層の協力を頂くよう努力する。

本年度の計画

1. 学習会における財団についての研修。
2. ポール・ハリス・フェロー、準フェロー、マルチプル・フェロー、ベネファクターの増加を計る。
3. ロータリーカードの特典で入会申込みを推進する。（毎日のお買い物や公共料金のお支払いが、ロータリー財団支援につながります。）

米山奨学会員会

委員長：藤安 秀一

基本方針

ロータリー米山奨学事業とは、全国のロータリアンからの寄付金を財源にして、日本で学ぶ外国人留学生に奨学金を支給し、支援する国際奨学事業である。

一人でも多くのロータリーメンバーに米山奨学会の事業を理解することに努め、寄付金の依頼及び奨学生に対する物心両面のケアに努める。

本年度の計画

- ・7月に米山奨学会についてのプログラムを予定しております。
 - ・10月の米山月間に際し、米山奨学会への寄付のお願いに努め、併せて、税制上の優遇(所得税の軽減)を理解して頂き最低でも5名の米山奨学会への特別寄付を募ります。
 - ・米山奨学会が作成したDVD「すばらしい贈り物」22分「心つないで、世界人」15分を例会の際に上映する。
- 米山ランチの意味を会員全員に理解して頂く。

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、鹿児島市および垂水市とする。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深めあらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、新世代の若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会合

第1節 — 例会

(a) 日および時間

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならぬ。

(b) 会合の変更

正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日、または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消

例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 — 年次総会

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 — 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 — 正会員

R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

(a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員の元のクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件づけるものである。

(b) 元会員。本クラブは、本節のサブセクション(a)に明記されている通り、ほかのクラブから要請があった場合、本クラブの元会員が本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節 — 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、

およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 — 公職に就いている人

一定の任期の間、選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で、一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定

(a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業、または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出ではならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出

によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになつても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであつてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
 - (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターラクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターラクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I国際大会、規定審議会、国際協議会、R I元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I理事会またはR I理事会を代行するR I会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R Iの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもつてそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかつた場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
 - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または
 - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加

型の活動

に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中、他国で例会に出席するならば、メーケアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメーケアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときには、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メーケアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。
- (b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — R I 役員の欠席

会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録

本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出

席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 — 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事は、各会員に対して当該提訴の予告をしなくてはならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

第5節 — 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、

所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 — 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
 - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない(R I理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと、終結することができる。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、ロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準および「四つのテスト」とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面によ

る答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を証明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべ

ての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関するいかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができます。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策について、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動

を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務

R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条规定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、R I の事務局またはRI 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停

このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって進められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

- (a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするた

めに、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してR I理事会に意見を述べることができる。

(付則) 1. この定款は、2010年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2010年06月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. 2010年5月26日、「2010年規定審議会」に基づき、定款を改定した。

「標準ロータリー・クラブ定款」が発表された場合には、差し替え、R I理事会の承認を求める。

(付則) 1. この定款は、2010年04月14日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年03月12日、R I日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年01月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

*注：推奨ロータリー・クラブ細則は、単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事柄に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案を RI事務総長に提出して、RI理事会の審議を乞わなければならぬ。

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理 事：本クラブの理事会メンバー
3. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち、理事会の裁量により、《本細則 第3条 第2節 に規定された通り》役員6名〔会長、直前会長、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)幹事、会計および会場監督〕および理事5名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代奉仕委員長および副幹事)の11名からなる理事会メンバー(理事)で、理事会を構成する。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 役員および理事の選出

- (1) 役員を選出すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員(会長)は会員に対して、2名の役員ノミニー〔則ち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次の年度がスタートすると会長エレクト・副会長・クラブ奉仕委員長)および次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次の年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)〕、2名の役員エレクト〔即ち、次年度会計および次年度会場監督〕、および4名の理事エレクト(即ち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代奉仕委員長)を指名することを求めなければならない。
- (2) 適法に指名された候補者は、年次総会において審査される。
- (3) 年次総会において出席者の過半数をもって承認された候補者が、それぞれ該当する役職(役員および理事)に当選したものと宣言される。
- (4) 前記の方法で選出された次々年度会長候補者は、会長ノミニー(副会長エレクト・

クラブ奉仕副委員長)となる。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)の役職名が与えられる。即ち、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)として理事会のメンバーを務め、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。

- (5) その指名は、クラブの決定するところに従って立候補あるいは会員間の推薦または理事会の推薦によるものとする。
- (6) なお、新年度になると、既に選出されている会長エレクトは次年度会長に、幹事エレクトは次年度幹事に、会長ノミニーは会長エレクトに、また任期を終える現会長は直前会長として次年度役員に就任し、幹事ノミニーは次年度幹事エレクトとして次年度理事に就任するものである。

第2節 理事会の構成

理事会は、役員6名[会長、直前会長、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)幹事、会計および会場監督]および理事5名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代奉仕委員長および副幹事)の11名からなる理事会メンバー(理事)で構成する。

第3節 役員および理事の欠員補填

理事会(11名の理事会メンバー)またはその他の役職(委員会委員長等)に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトおよび理事エレクトの欠員補填

役員エレクト(6名)または理事エレクト(5名)の地位に生じた欠員は、残りの役員エレクトおよび理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

- (1) 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、会長から委託された会長経験者が、本クラブの会合(例会等)において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行う。

第2節 直前会長

- (1) 理事会のメンバーとしての任務およびその他の会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって直前会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、例会等の会合において会長代理を務め、あるいは他の会長代理(会長経験者)を補佐する。
- (3) 会長不在の場合は、本クラブの理事会において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行う。

第3節 会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)

理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第4節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第5節 会計

- (1) すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。
- (2) その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

通常その職に付隨する任務、およびその他、会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。
- (2) この年次総会において、2名の役員ノミニー[すなわち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次の年度がスタートすると会長エレクト・副会長・クラブ奉仕委員長)および次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次の年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)]、2名の役員エレクト[すなわち、次年度会計および次年度会場監督]および4名の理事エレクト[すなわち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代奉仕委員長]の選出を行わなければならない。

(注：本クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

第2節 例会

- (1) 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。(定例会)
- (2) 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく

通告されなければならない。

- (3) 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または本クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは本クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。（出席またはマークアップの義務）

第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会

- (1) 定例理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会の定足数

理事（11名）の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

- (1) 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。ただし、本クラブ定款第11条の規定（ただし書き）に該当する場合はこの限りではない。
- (2) 社用（転勤等）により退会した会員（身分は個人会員）の職務を受け継いだ者（身分は個人会員）が入会する場合、入会金の納付は免除されるものとする。（ロータリーでは法人会員はない）

第2節 会費

会費は年額190,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(a) 会期途中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と年会費の残存月額分を納入すべきものとする。（1,000円未満は切捨て）

(b) 会期途中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が、会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分からあとの残存月額分を返還する。入会金は返還しない。（1,000円未満は切捨て）

(c) 名誉会員への対応

本細則第13条第7節により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除される。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、^{*}口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(※注：口頭による採決とはクラブの表決が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 総説

(1) 本クラブの各委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力することが推奨される。

(2) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・新世代奉仕委員会

第2節 委員会の設置

(1) 会長は、理事会の承認の下に常任委員会の任務の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。

(2) 継続性を保持するため、可能であれば同じ委員会を数年間継続的に務めるよう、委員会委員を任命することが推奨される。

(3) 会長エレクトおよび幹事エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

- クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会は、副会長(会長エレクト)をクラブ奉仕委員長とし、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を委員として構成される。
- (b) クラブ奉仕委員会は同時に、国際ロータリーの推奨する「研修・リーダーシップ委員会」の任務を担当する。
- (c) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
 - ・会員増強・維持委員会
 - ・会員選考・職業分類委員会
 - ・出席委員会
 - ・親睦・ロータリー家族委員会
 - ・ロータリー情報委員会
 - ・会報・雑誌委員会
 - ・プログラム委員会
 - ・広報・IT委員会
- (d) 会長は、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) 会長は、クラブ奉仕委員会の特定分野を担当する各委員会の設置について、本クラブ細則第9条第1節の規定に基づき、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または、1名または数名の委員を2ヵ年または3ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせるものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、おのおの3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。
- (g) 会報・雑誌委員会は、クラブ週報の編集・刊行を行うこととし、可能である限り地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めるものとする。

●職業奉仕委員会

本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する委員会として、本委員会を設置する。

●社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会は、社会奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は理事会の承認の下に社会奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

- ・ロータリー賞推薦委員会

「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた表彰制度である。鹿児島西ロータリー・クラブは、昭和40年3月を第1回として、『社会の目立たないところで、誠実にまた継続的に、意義のある社会奉仕活動を続けている個人あるいは団体を顕彰する制度』である「ロータリー賞」を創設し、クラブ内の推薦委員会および理事会の選考を経て受賞者を決め、毎年クラブ創立記念日前後のクラブ例会で表彰式を行っている。

- (c) ロータリー賞推薦委員会は、クラブ奉仕委員会委員長を委員長とし、社会奉仕委員会委員長を副委員長とする委員会で、職業奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長および新世代奉仕委員会委員長を委員として構成される。
- (d) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

- 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会は、国際奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は理事会の承認の下に国際奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
 - ・ロータリー財団委員会
 - ・米山奨学会委員会
- (c) 米山奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。
- (d) 米山奨学会委員会は、ロータリー米山奨学生の世話を、財団法人ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励を任務とする。

- 新世代奉仕委員会

- (a) 新世代奉仕委員会は、新世代奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 新世代奉仕委員会は、平和で健全な次世代社会の構築を託す年令30才までの若い人の、保護と育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (c) 会長は理事会の承認の下に新世代奉仕委員会の中の特定分野を担当する委員会として、18未満を担当するインターラクト委員会と、18才から30才を担当するロータラクト委員会を設置し、新世代奉仕委員会に監督、調整させる。
 - ・ロータラクト委員会
 - ・インターラクト委員会

第10条 委員会の任務

第1節 総説

- (1) 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I 資料を参照するものとする。
- (2) 奉仕プロジェクト委員会(委員長会)は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕の部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。
- (3) 会長エレクト(クラブ奉仕委員会委員長・副会長)は、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第2節 各委員会の任務

● クラブ奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施することを任務とする。
- (2) この委員会は同時に、国際ロータリーの推奨する「研修・リーダーシップ委員会」の任務を担当する。すなわち、「新会員も古くからの会員も含めクラブ会員が、国際ロータリーならびにロータリー財団の目標、規則およびリソースに関する知識が欠如していると指摘されずに済むように、会員に対して定期的、継続的に情報提供と研修を実施する。」という任務である。
- (3) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。
- (4) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
 - (a) 会員増強・維持委員会
 - ・この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、クラブがバランス良く構成されるために、適当な成人の入会を勧誘し、理事会に推薦する。
 - ・入会候補者の推薦に当たっては、国際ロータリー定款第5条(会員)を参照する。
 - ・この委員会は、現会員が会員を継続できるよう包括的な計画を立て、理事会の承認のもとに実施する。
 - (b) 会員選考・職業分類委員会
 - ・この委員会は、会員に推薦されたすべての候補者を、個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位ならびに一般的な適格性を徹底的に調査し

なければならない。

- ・すべての申し込みに対する委員会の決定は、理事会に報告しなければならない。
- ・この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。
- ・この委員会は、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。
- ・この委員会の課題となるあらゆる職業分類の問題については、理事会と協議しなければならない。

(c) 出席委員会

- ・この委員会は、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること(これには地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案するものである。
- ・この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。

(d) 親睦・ロータリー家族委員会

- ・この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクレーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- ・この委員会は、ロータリー・クラブがすべての支援者(ロータリアンとその家族、退会者、物故者およびその配偶者、その他)にも心を配るにあたって、その方策を考案し、実行するよう努めることを任務とする。

(e) ロータリー情報委員会

- ・この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供するという任務をもつ。
- ・入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブ学習会を主宰する。

(f) 会報・雑誌委員会

- ・この委員会は、クラブ会報委員会と、雑誌委員会を兼務する。
- ・この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、

会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。

- ・この委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主宰し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕ならびにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(g) プログラム委員会

- ・この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、理事会の承認を受け、手配する。

(h) 広報・IT委員会

- ・この委員会は、広く一般の人々にロータリーについての情報を提供し、本クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報・宣伝する方策を考案し、これを実施するものである。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブのホームページを管理監督するものである。
- ・ホームページへの搭載に当たっては、理事会の承認を受ける必要がある。
- ・ホームページに搭載された記事等の著作権は投稿記事の著者と鹿児島西ロータリー・クラブに帰属する。

●職業奉仕委員会

- (1) 職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法であり、ロータリーボランティアとは、すべてのロータリアンがその職業を通じて、ロータリーのモットーである「超我の奉仕」を実践することである。
- (2) 職業奉仕およびロータリーボランティア活動は、ロータリー・クラブと会員両方の責務とされる。
- (3) この委員会は会員の職業奉仕およびロータリーボランティアに関する意識向上に寄与すべく、プログラムを企画し実施する。

●社会奉仕委員会

- (1) この委員会は、「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」、および「協同奉仕」等に关心を寄せ、本クラブの社会奉仕活動に関して、積極的な方策の考案と実践を模索する。
- (2) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱して設立された「鹿児島西

「プロバスクラブ」の活動を全面的に支援する。

- (3) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の各特定分野について設置された委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、ひろく一般市民の中から「ロータリー賞」受賞の該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつ。

●国際奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄について、その諸義務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものである。

- (2) 国際奉仕委員会委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリー財団委員会

・手続要覧 2007 p125によれば、「国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団運営委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第8部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。」「ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解の平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。それは具体的にRI理事会と管理委員会が、ポリオ・プラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的および文化的プログラムを強調し充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を支給し、人々の間の平和な関係を深めるためにプログラムを拡充することである。(ロータリー財団章典 1. 040.)」とある。

・この委員会は、全ロータリアンに「ロータリー財団」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

(b) 米山奨学会委員会

・財団法人「ロータリー米山記念奨学会」によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・

クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持の貢献することを目的とする。」とある。

・この委員会は、全ロータリアンに財団法人「ロータリー米山記念奨学会」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー米山記念奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

- (3) 1989年、国際奉仕委員会の提案に基づき、クラブ理事会は米国カリフォルニア州サンタローザ市所在の「サンライズロータリー・クラブ」との友好協約を締結した。「鹿児島西ロータリー・クラブ」は、この姉妹協約に多大な貢献をした「鹿児島サンタローザ友好協会」に敬意を表し、「鹿児島サンタローザ友好協会」に対する支援として、毎年一定額の助成金を拠出することとした。この奉仕事業はこの委員会の任務とする。

●新世代奉仕委員会

- (1) この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (2) 手続要覧2007 p 95によれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために、新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのR I 構成プログラムとは、インターアクト、ロータークト、ロータリー青少年指導者養成プログラムおよび青少年交換である。奉仕の機会に関する項目の内容(例えば、危機下の児童擁護、保健、識字・計算能力向上)もまた新世代のニーズに取り組む。」とある。
- (3) この委員会は、新世代奉仕委員会活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (4) この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会と協力するものとする。
- (5) 新世代奉仕委員会委員長は、新世代奉仕委員会の諸活動全部に対して責任をもち、かつ新世代奉仕委員会の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (a) ロータークト委員会
- ・手続要覧2007 p98によれば、「ロータークト・プログラムは、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識と技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて

全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにある。(ロータリー章典 41. 020. 1.)」とある。

- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鹿児島西ロータリアクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。

(b) インターアクト委員会

- ・手続要覧2007 p96によれば、「インタークト・クラブは、奉仕活動と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インタークト・クラブに入会できる者は、高校に在学中の学生または年令14才から18才までの若い人である。新しいインタークト・クラブの創立会員数は、最低15名であると推奨されるが、これは義務付けられているものではない。(ロータリー章典 41. 010.)」とある。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターラクト・クラブ」および「鹿児島高校インターラクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。
- ・その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。

- (1) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (2) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (3) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

第11条 出席義務規定の免除

- (1) 本クラブ定款第9条第3節(a)に規定するように、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間(最長12ヶ月間)に限り本クラブの例会出席を免除される。
- (2) このほか、本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められる「出席規定の免除」もある。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。ただし、その会員および本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められた「出席規定の免除者」が、自他のクラブの例会等に出席すれば、本クラブの出席記録に算入される。)

第12条 財務

第1節 予算書の作成

(1) 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

(2) 予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 資金の預金

(1) 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

(2) クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は、権限を持つ役員3名(会長、幹事と会計)の署名、捺印する伝票に基づき、会計の署名捺印する小切手または銀行振り込みもしくは現金をもって支払われるものとする。

第4節 勘定書の監査

本クラブのすべての資金業務処理は、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金の安全管理と保証

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 会計年度

(1) 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

(2) 人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第7節 特別会計

- (1) クラブ会員から「スマイルボックス(ニコニコ)」に拠出される資金等を財源とする鹿児島西ロータリー・クラブ特別会計の支出部門は、「鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度」および「特別積立金への繰り入れ」のみとする。
- (2) ただし、「理事会の承認した3年以上にわたる特例事業」には活用できるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 会員候補者の推薦

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された入会候補者(ロータリーでは法人会員がなく、すべて個人会員)の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。
- (2) 移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。
- (3) この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 会員候補者の資格の確認

理事会は、その被推薦者(入会候補者)が本クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

(a) 会員候補者

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節のもとに正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになんでも、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節のもとに転入先のクラブが、当該会員の元のクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件づけるものである。

(b) 元会員

本クラブは、本節のサブセクション(a)に明記されている通り、ほかのクラブから要請があった場合、本クラブの元会員が本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第3節 会員候補者への入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は結果を推薦者に通告しなければならない。

第4節 入会の承認を受けた入会候補者への入会前の対応

- (1) 理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員長、幹事または推薦者は、被推薦者に対して、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。
- (2) この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員候補者の入会の確定

- (1) 被推薦者(入会候補者)についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本クラブ細則に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。
- (2) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者(入会候補者)は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会式

- (1) このような手続きが終了した後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員(新入会の会員)に対して、幹事の準備する「会員証」を発行し、ロータリー情報委員会の準備する「ロータリー情報に関する資料」を提供するものとする。
- (2) 会長もしくは幹事は、新入会の会員に関する情報を、RIに報告しなければならない。
- (3) 会長、幹事またはロータリー情報委員会委員長は合議の上で、当該新入会の会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員1名を指名しなければならない。
- (4) 会長または幹事は、同新入会の会員を、いずれかの奉仕委員会または役目に配属する。

第7節 名誉会員の推薦

理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けた上で、本クラブ定款第7条第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

第14条 決議

- (1) 本クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。
- (2)かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。
- (3)退会を希望する会員は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

第15条 議事の順序

- ・開会宣言
- ・来訪者の紹介
- ・来信、告示事項、およびロータリー情報
- ・委員会報告(ある場合)
- ・審議未終了議事
- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(付則) 1. この細則は、2010年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2010年06月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. 2010年5月26日、「2010年規定審議会」に基づき、細則を加筆改訂した。

(付則) 1. この細則は、2010年04月14日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年03月12日、RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年、1月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリー・クラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章(県民表彰、南日本文化賞授章)等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥20,000と15,000相当のお花、死亡広告(ただし、ご遺族の了解を得た場合)

2. 夫 人 ¥20,000と¥15,000相当のお花

3. 父母又は子女 ¥10,000と¥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱

第1条 目的

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として制定され、高校生を対象として奨学金を支給し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条 基金

「奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリー・クラブ」の諸積立金のうち、500万円を充当し、逐次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。」とされた。

第3条 基金の運用

長期にわたり「基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。」とされてきたが、社会情勢の変化に伴い、基金の利息のみによる制度維持は困難となつたため、「鹿児島西ロータリー・クラブの特別会計」の一部を財源とし、制度の維持に当たる。

第4条 奨学金の給付対象

当初は奨学金の給付対象を、「鹿児島西ロータリー・クラブ」の提唱によって「インターフェクト・クラブ」を設立した「鹿児島県立鶴丸高等学校」と「津曲学園鹿児島高等学校」に在籍する高校生の中から、経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児または校長が特に必要と認める生徒とする。ただし、財源に照らし合わせながら、「鹿児島西ロータリー・クラブの理事会」が承認すれば、奨学金の給付対象を変更することも可能である。

第5条 奨学金の給付金額および対象人数

当初は1人当たり月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。ただし、財源に照らし合わせながら、「鹿児島西ロータリー・クラブの理事会」が承認すれば、奨学金の給付金額および対象人数を変更することも可能である。

第6条 奨学金受給者の選考

「インターフェクト委員会」は、毎年4月、各校長より推薦された者の中から、奨学金受給候補者を選考し、その候補者名簿を新世代奉仕委員長(理事)に提出する。新世代奉仕委員長(理事)は理事会に諮り、理事会が奨学金受給者を決定する。

第7条 その他

その他、必要な事項は、理事会で審議し決定する。

(附則1) 本改訂要綱は平成22年4月1日より実施する。

(附則2) 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

充填及び未充填職業分類表

2010年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	冷暖	房	宝石・貴金
2	園體	33	洗濯及び
3	自動車工	34	法皮革及び
4	精飲	35	皮機械及び
5	清涼飲	36	機医療器及び
6	放築材	37	送料医藥及び
7	建ジネスサ一ビ	38	業料医藥及び
8	化學工	39	被業ス業一ビ
9	被服工	40	通信事
10	被服工	41	被服工
11	通築設	42	築業事
12	築建維	43	築業事
13	織及び雜	44	業光塗料
14	衣料及び雜	45	業紙寫刷
15	教氣及び電子工	46	育業印宣刷
16	電金芸	47	融業宣刷
17	防及び防	48	火業動工
18	漁品工	49	業工
19	食具及び備	50	業不リ
20	ガス工	51	宗ク工
21	ガラス工	52	ゴム工
22	金属園	53	船舶工
23	家具及び備	54	石倉運車
24	ガス工	55	業物芸
25	金園	56	運車
26	ホテル・リゾート及びレストラン	57	車輛
27	福祉	58	道下水
28	保険業	59	及び灌
29	鐵鋼	60	木材工
30		61	サ一ビス
31			

関連分類 61種 (内充填32, 未充填29種)

分類 148種 (内充填79種, 未充填69種)

会員総数 83名

内訳 正会員 83名

(名 譽 会 員) 2名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
池 田 幸 廣	放 射 線 科 医	放射線科池田診療所
小 山 幸 義	飲 食 業	

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2010年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

職業分類表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	冷暖房	冷暖房配布	玉利賢介	(株)ナンセン		
2	団体	社会教育体育生活協同組合	海江田嗣人	NPO法人「諸を愛する会」		
3	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売 フォークリフト販売 自動車販売	佐伯壽郎 水瀬清治	水瀬産業(株)		
4	酒精飲料	酒類配布	小正芳史	小正醸造(株)		
5	清涼飲料					
6	放送	民間放送	桐明桂一郎	(株)鹿児島放送		
7	建築材料	生コン製造・販売 産業機械配布	町田江夏	(株)垂水生コン (株)ニットク		
8	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留忠樹 森永茂樹	徳留・岩元会計事務所 社会保険労務士法人ヒューマンサポート		
9	化学生産	家庭薬配布	村田和雄	(株)ムラタ薬品		
10	被服工業					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
11	通信事業	電話通信事業 電話設備工事 情報サビス	松江口賢清	西日本電信電話㈱ 鹿児島支店 アイ電子工業㈱		
12	菓子	和菓子製造 菓子材料配布	岩迫田泰英	(名)明石屋菓子店 壽屋製餡所		
13	建設業	道路建築設 請負業 コンクリート建築 建築設計 建築リース 建築港湾 建築工事 外木建築 プレハブ建築 商業建築 建設業 技能者培 養店 商管工 業 総合建 築業	須蓑浜 正満一 田崎園 坂本建設㈱	株須田建設工業 みのだ設計 中央仮設㈱	川畑宏二 株城山 内村建設㈱	加工業㈱
14	織織業	布品製品 綿製品 絹製品	岩元基	太陽熱温水器㈱		

番号	開 連 分 分 類	分 類 名	会 員 名	勤 務 先	会 員 名	勤 務 先
15	衣料及び雑貨	百 貨 店 紳士服オーダー 布 雜貨 配 布 婦人服輸入販売	榎 田 浩 義 美 原	(有)工ノキタ洋服店 櫻 ブティック(株) 宮 さち		
16	教 育	外 国 語 教 育 等 術 教 育 高 美 音 教 育 古 予 金 融・經 濟 武 備 教 育 幼 大 学 校 經 營	甫 海江田 上 麴 村 木 元 山 國 莊 將 孝 博 孝 大 東流合氣道術琢磨會 鹿児島高校	I B S外語學院 放送作家		
17	電 気 及 び 電 子 工 業		山 田 晴 彬	實 池田学園	学校法人 池田学園	
18	金 融	外 国 為 替 銀 行 短 地 証 券 融	伊 豆 英 博	受 業 行 銀 取 銀 行 通 普	大和証券(株) 鹿児島支店	今 和 泉 悟
19	芸 術		森 俊 莫	(株)南日本銀行 本店		鹿児島銀行 武町支店

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
20	消防及び防火					
21	漁業	水産物配布	竹下洋	株竹下清藏商店		
22	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸漬食健米 業 アイスクリーム製造品 青果配布	山元正明 藤中園畠 安園畠 玉川大山	河内源一郎商店(株) 藤安醸造(株) 株中園久太郎商店 ケイビー食品(株)	一治勇 秀雅 哲生 成行	
23	家具及び備品				セイカ食品(株)	
24	ガラス工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀行	鹿児島酸素(株)		
25	ガラス工業	ガラス配布				
26	金属	物				
27	園芸					
28	木りゾート及び	飲食業 ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華)	小山光義 森山輝也	株鶴鳴館 株西川グループ本社		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務	先	会員名	勤務	先
29	福祉	障害者施設 老人保健施設 老人福祉施設 保育園	水 流 洋 前 田 義 博 赤 塚 幸 士 郎	社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 社会福祉法人寿康会特別養護老人ホーム寿康園 社会福祉法人育珠会玉里園地保育園				
30	保険	火災保険 生命保険 アーナンシャル・プラン ガーラン 保険	高 橋 秀 樹 七 枝 敏 洋 七 保 險	日本生命保険(相)鹿児島支社 ソニーライフ保険株式会社				
31	鉄鋼業							
32	宝石・貴金属							
33	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ						
34	法律	民事弁護士 商業事務公証人	染 川 周 郎 福 竹 下	染川法律事務所 一 威				
35	皮車工業							
36	機械及び装置							

番号	医療器具及び機械	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
37	医療器具及び機械	医療機械配布	高山内科医院 清風病院	高山内科医院 清風病院	太原春雄 小田代憲一	紫原たはら病院 小田代病院
38	医	胃内 矯正 歯 口腔 小児 皮膚 耳鼻咽喉科 産婦人科 整形 放射 外科 循環器 医療法 眼科 小児科	山田義正 高福正 山野濱 下添田 川平建次郎	山下歯科 中央ビル野添歯科 城西歯科クリニック	植村病院 医療法人卓翔会市比野記念病院 有村眼科医院 鰐島小児科医院	
39	薬剤	師	池田勝一郎	平和薬局		
40	金属工業	業	鮎川吉弘			
41	鉱油	工業	鮎川吉弘			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
42	楽器用	品	電子複写機配布			
43	事務用	品	機務	新福 大一郎 株しんぶく		
44	光学製品					
45	塗料及び装飾		装飾材料配布			
46	紙工業					
47	写真	写真配布				
48	印刷及び出版		書籍販売 坂木 貞剛 印刷 新聞発行 天本 美達 データプリントサービス	県庁書店 信郎	アジア印刷株 株南日本新聞社	
49	宣伝		広告取扱 深尾 兼好 イベント企画 原正親 看板製造 株シイツウ イベント設営 株舞研			
50	不動産		不動産鑑定			
51	観光事業		池口 恵豊	觀音山最福寺 松原神社		
52	宗教	仏教	岩道			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
53	ゴム工業					
54	船舶及び航海用具					
55	石材工業	墓石販売				
56	倉庫	倉庫業				
57	運輸	バス事業 タクシー海上輸送 陸上輸送	岩男秀介 古木圭介	彦マリックスライン(株) 肥薩おれんじ鉄道(株)		
58	車両工業					
59	上下水道及び灌漑					
60	木材工業					
61	サービス業	防犯システム 賃貸マンション管理業 ビル清掃業 商事会社 ビルメンテナンス業 駐車場	日高好 久保眞 久大 中田	久範雄 福藤 中藤 大田	鹿児島南嶺商店(株) 大成ビルサービス(株) (有)エムデンテクノパーキング	

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
池田廣 ヨシコ 小山幸 ヨキヒコ	名譽会員 名譽会員	放射線科池田診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
								892-0853	城山町3-24	224-0306
A 馬戦 モト 天本 モト 庵木 ムラ 有村 ヨシムラ 鮎川 カワ 赤堀 カワハグ	イク ノブ アキ ヒコ ヒト 仁志 吉弘 エネルギー産業 岩崎産業 社会福祉法人育え会玉里園地保育園 玉里園地 大成ビルサービス業 ビルメンテナンス業	建設 印 刷 道 支部 医 有 村 眼科 吉弘 エネルギー産業 岩崎産業 社会福祉法人育え会玉里園地保育園 玉里園地 大成ビルサービス業 ビルメンテナンス業	太陽熱温水器 印刷 大東流合氣柔術磨合連盟県支部 支 部 眼科 医院 岩崎産業 社会福祉法人育え会玉里園地保育園 玉里園地 大成ビルサービス業 ビルメンテナンス業	890-0024 890-0068 東郡元町15-6 251-2515 251-2515 中町10-5 2・3F 222-7885 226-5523 890-0016 890-0016 892-8518 892-0811 玉里園地3-30-6 892-0845 892-0845	明和二丁目35-13 281-0039 282-0095 890-0024 892-0811 西坂元町46-12 890-0035 田上町5329-1 新照院町33-13 890-0016 892-7477 899-5652 890-0875 同左 229-1263 228-6885 224-1416 224-1949 892-0875 同左	281-0039 282-0095 890-0024 明和二丁目27-2 282-7878 247-5842 264-5345 224-5634 0995-95-924 229-1236 244-5964	282-0095 890-0024 明和二丁目27-2 282-7878 247-5842 264-5345 224-5634 0995-95-924 229-1236 244-5964			
D 大福厚 ヨウコ	範 ノブ									

会員名簿

2010年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
E 榎田 浩典 エノキ ヒロタツ	紳士服オーダー	(有)エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0033	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
E 江口 隆清 エグチ キヨタカ	電話設備工事	アイ電子工業株	代表取締役会長	890-0031	武岡五丁目51-25	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106
F 福田 正臣 フクダ マサトシ	内科	医清風病院	顧問 医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0038	翻案町12-274 恵庭町4丁	223-2092
F 深尾 兼好 フカオ カネヨシ	イベント企画	㈱シイツ	代表取締役社長	890-0056	下荒田1-1-20 さとうがい2F	297-5711	297-5712	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
F 藤安秀一 フジタケル	醸造	藤安醸造㈱	代表取締役社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0033	住吉町6-20	224-1069
F 福元伸 フクモトシン	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0038	金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007	伊敷台一丁目37-2	220-8600
H 錐之原大助 ホコノハラダイスケ	医療法人	医療法人卓翔会市比野記念病院	理事長	895-1203	薩摩川内市樋脇町市比野3079	0996-38-1200	0996-38-0115	890-0007	伊敷台一丁目37-3	228-6883
H 日高好久 ヒダカヨシヒサ	賃貸マンション管理業	㈱タイムリー	代表取締役社長	892-0037	甲突町28-2	224-6542	222-5473	892-0004	春日町6-14	248-7770
H 濱田悦郎 ヒマツタエイ	小児歯科医	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷台2丁目16-23	229-8088
H 清崎正親 ヒタチカヨシチカ	建築リース中	中央仮設	代表取締役会長	890-0003	伊敷6丁目7-35	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
H 原正親 ヒラマサチカ	イベント設営	舞研	代表取締役社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0150	坂之上1丁目12-7	262-1124

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
I	イワモト 基	綿製品配布					261-4114	261-4800	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
池口 恵	ハジキ カズ	宗教	烏帽子山最福寺法	主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	253-6440
岩男秀彦	ヒコ ショウヤ	海上運輸	マリックスライン(株)	代表取締役会長	892-0836	錦江町1-7	226-6778	226-2126	892-0054	長田町25-4	222-8018
岩田泰一	カズ タイ	和菓子製造(名)	明石屋菓子店会社	長	892-0838	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
池勝一郎	カツイチロウ	調剤薬局	平和薬局	長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
岩切豊	エタカ ヨシ	神道	宗教法人松原神社	代表役員宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
伊豆英博	ヒデ イヌ	証券引受	大和証券(株)鹿児島支店	支店長	892-0821	金生町6-9	223-5141	223-8160	890-0055	上荒田町39-10 RJR上荒田902	
池田由実	ヨシダ ヨシミ	学校経営	学校法人池田学園	理事長	890-0033	西別府町1680	282-7888	282-7889	890-0846	加治屋町2-24	239-3377
今和泉恒	ヒメイマツミ ハヂル	普通銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0053	中央町15-17	256-1121	250-0561	890-0068	東郡元町8-10-602	286-6469
K古木圭介	コトキ ケイ	陸上運輸	肥薩おれんじ鉄道(株)	代表取締役社長	866-0831	熊本県八代市萩原町1丁目1番1号	(0965) 32-3678	(0965) 32-5411	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
江夏洋	カタヤマ ハヤシ	産業機械配布	(株)二ツトク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3980	890-0041	城西3-3-25	257-5018
海江田卓	カマグサ タカシ	高等学校		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
川平建次郎	カワハラ ケンジロウ	放射線科医	医療法人建星会(平ケ)ニック	理事長	890-0046	西田2-7-16第2工/キタビルF	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
桐原桂一郎	カトリ アキ ケイチロウ	民間放送							890-0056	下荒田1-38-3-803	258-4505
川畠宏二	カワハタ ハジキ シロ	建設機器	旭工業(株)	代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0082	紫原六丁目48-10	255-3462
久保眞介	クモリ シン	商事会社	鹿児島南映商事(株)	代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154
上國博	カミクニ ヒロ	育成教育	鹿児島高等学校	校長	890-0022	葵教師一丁目21-9	255-3211	258-0080	899-5431	姶良市西鮮田1211-1	0995-66-4518
小正芳史	コマツ ヨシヒコ	焼酎製造業	小正醸造(株)	社長	891-0123	鈴木町7-5	260-2970	260-2973	890-0086	日之出町16-12	253-0107

K	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
海江田 小山光義	田人 體	NPO法人「諸を愛する会」	理事(葵店主)	891-0114 小松原一丁目27-16-801	266-5928 67-2338	0955- 899-5421	姶良市東餅田3828-6	0955- 65-4474			
水湧清	自動車部品製造	水潤産業(株)	代表取締役社長	890-0066 真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289		
村田和雄	家庭薬配布	ムラムラタヤ	代表取締役社長	892-0846 加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4978		
森永茂樹	社会保険労務士	モリナガシゲキ	会員会	890-0066 真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311		
南田猛	外国語教育	トナガタケシ	代表取締役事務院	892-0816 山下町12-12	225-1311	227-2739	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615		
町田俊英	生コン製造・販売	マチダタケシ	代表取締役	891-2127 垂水市下宮町72番地	094-32-023	094-32-6129	891-2104	垂水市田神2349番地	0994-32-0114		
森前義	普通銀行	モリヒロヨシ	取締役頭取	892-0816 山下町1-1	226-1111	224-3201					
蓑田義満	老人福祉施設	ミノヤシタク	理事長施設長	891-1304 本名町234	294-2510	294-3191	892-0863	西坂元町6-8-102	247-4504		
宮原優	建築設計	ミヤコエイ	代表	890-0031 武岡三丁目7-5	281-4883	282-7680	890-0031	同左	282-5530		
森輝也	婦人服輸入販売	モリテルヤ	店長	892-0842 東千石町3-41 キヤハラボルベル2F	224-0052	224-0052	891-0144	下福元町4696-4	261-2871		
松下賢	ホテル業	マツシタヘル	営業管理部長	891-0122 南栄5丁目10-9	260-2101	269-9455	890-0024	明和1-25-1-702	282-8421		
	電話通信事業	松下電気電話株式会社	法人営業部長	892-0833 松原町4-26	227-9605	216-8104	890-5600	下荒田二丁目29-10			

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
N 野 添 良 隆 タカ ヨシ	口腔外科医	中央ビル野添歯科	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
ナ 長 柄 英 男 オ	循環器科	愛仁会植村病院	院長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730
ナ 中 村 英 幸 キ	商店建築業	城山	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
ナ 中 園 雅 治 ハル	漬物製造	(株)中園久太郎商店	代表取締役社長	891-0514	指宿市山川大山860-2	0993-34-1180	27-6015	890-0013	城山1-30-17	225-4514
ナ 七 枝 敏 洋 ヒロ	ソニーライフプランナー	ソニー生命保険株式会社	ブライアンチャーチ	890-0002	与次郎2-4-35-8F	250-6030	250-6033	890-0032	西陵4-7-7	282-7629
O 小田代 憲 一 イチ	総合病院	小田代病院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
オ 大 山 康 成 セイ	青果配布	鹿児島青果(株)	取締役社長	891-0115	東開町11-1	267-3111	267-0181	890-0053	中央町32-3	254-6312
オ 大 野 達 郎 ロウ	新聞発行	(株)南日本新聞社	監査役	890-8603	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	890-0045	武二丁目43-5	258-4685
S 佐 伯 壽 朗 ロウ	自動車修理	ネッツトヨタ鹿児島(株)	顧問	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0047	常盤二丁目7-16	258-3423
ス 須 田 正 己 ミ	コンクリート建築	(株)須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1820	890-0134	田上二丁目35-5	256-2247
ソ 染 川 周 ロウ	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	下荒田二丁目26-16	250-2233
サ 坂 木 貞 周 タケ	書籍販売	県庁書肆	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	891-0145	錦江台3-5-7	201-4728
サ 講 訪 宮 勝 隆 タケ	建設	築坂本建設	代表取締役社長	892-0817	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
サ 櫻 美 義 アキ	総合販賣	桜ビルディング(株)	代表取締役社長	890-0053	中央町19-1	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
サ 姫 女 信 一 イチ	小児科医	医療法人・育成会さめいみ小児科	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
サ 田 英 介 エイ	菓子材料配布	壽屋製餡所	代表取締役	890-0072	新栄町4-19	254-1048	256-7801	890-0072	新栄町4-19	254-1048

	氏名	職業分類	勤務機	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
S 新福 大一郎	ブク ダイイチロウ 太一郎	事務機	株 しんぶく	ふく <代表取締役社長	890-0052	上之園町9-8	254-1131	254-1414	890-0052	上之園町20-18-1003	254-8236
T 太原 春雄	ハラ ヒツヨウ カミコ	内科医	紫原たはら	医院	師	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左
玉川 水流	タマ ガワ ヒロシ ミズ	アイスクリーム製造 障害者施設	セイイカ セイイカ	食品(株)	代表取締役会長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹脳一丁目5-4
水下 竹下	シダ シタ タケダ タケダ	社会福祉法人ゆうかく学園 人証	セイイカ セイイカ	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	254-0475
高義 竹洋	ヤマ タケ ヨシ ヒロシ タケヒロシ	内科医	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	244-0169
竹下 竹留	タケダ タケリ タケリ	内科医	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鳴池二丁目17-7	265-7249
竹下 利賢	タケ タケ ヨシ スケ スケ	水産物配布(株)	竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	257-1407
竹留 德忠	タケ タケ ドメ トメ	空調設備	ナシ ナシ セイ セイ	代表取締役会 士税理士法人德留・岩元会計事務所	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	250-0388	890-0054	同左	250-8767
竹留 田畠	タケ タケ ドメ ドメ	税理士	ナシ ナシ セイ セイ	会計事務所	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹脳2丁目5-5	253-3300
高橋 田畠	タケ タケ タケ タケ	製造	イビ イビ ケイ ケイ	食品(株)	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	257-3884
高橋 田中	タケ タケ タケ タケ	販賣	ナシ ナシ ナシ ナシ	(有)工ムデンテクノペーチング	891-1204	花野光ヶ丘一丁目23-12	238-9538	228-0359	891-1204	同左	243-2287
高橋 高橋	タケ タケ タケ タケ	生命保険	ヒヂ ヒヂ ヒヂ ヒヂ	日本生命保険㈱鹿児島支社	890-8521	中央町18-1南国セントピア8F	255-1101	255-1107	890-0046	西田3-26-19-306	228-0310

